

令和2年度税制改正に関する経済産業省要望

【 概 要 】

令和元年8月

経済産業省

目 次

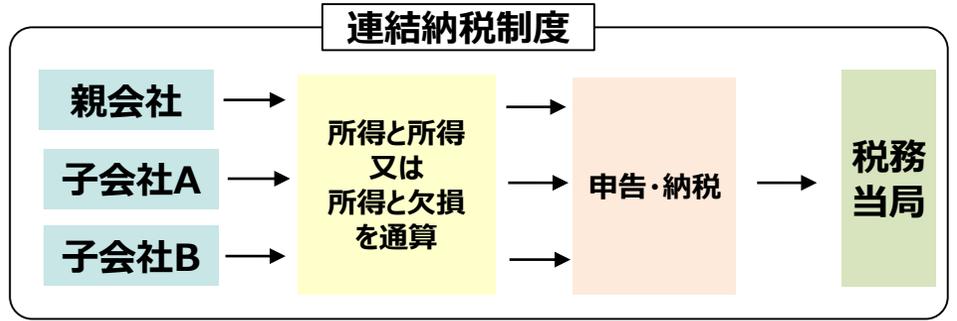
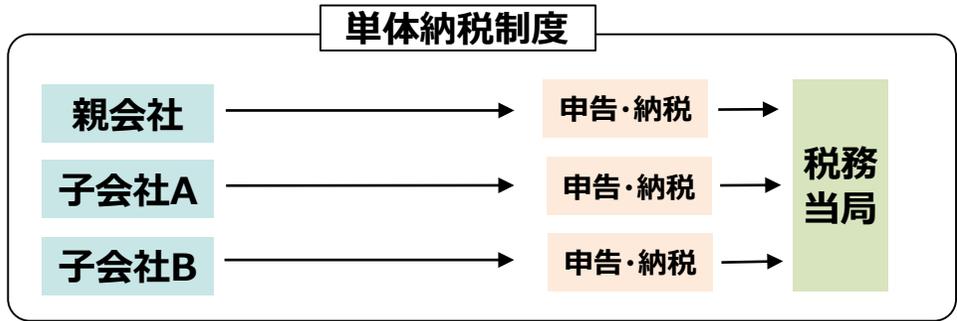
I. 新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープン・イノベーションの促進	2
II. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上の促進	12
III. 自由化の下でのエネルギー安定供給の確保	22
IV. グローバル化・デジタル化に対応した事業環境の整備	39
V. 制度整備・改善	44
VI. 新設・延長・拡充	48
VII. 共同要望（他省庁主管）	51

I . 新たな付加価値の創出・獲得に向けた オープン・イノベーションの促進

- 連結納税制度は、企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う制度。
- 企業間連携を促し、機動的な事業再編の円滑化・効率的なグループ経営を後押しするため、連結グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小するなどの見直しを行う。
- その際、研究開発税制や外国税額控除等、連結グループ一体となって活用されるべき税制措置の取扱いや親会社繰越欠損金の取扱いを堅持する。

現行制度

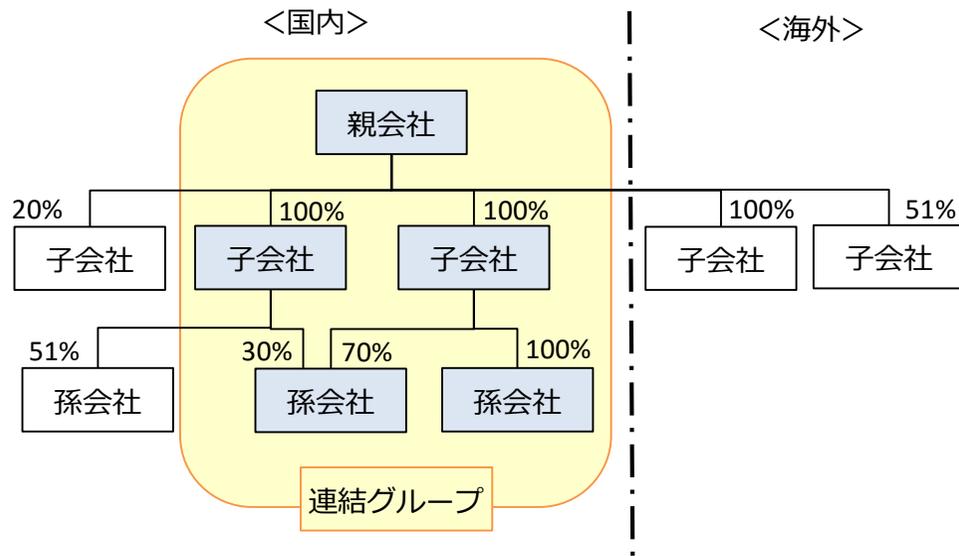
【期限の定めなし】



要望内容

- 連結納税制度について、機動的な事業再編・効率的なグループ経営を後押しする等の観点から見直しを行う。その際、連結グループ一体となって活用されるべき税制措置の取扱いや親会社繰越欠損金の取扱いを堅持する。

連結納税制度の対象範囲



(参考 1) 連結納税採用グループ数の推移

- 連結納税を採用するグループは年々増加傾向。平成29年度時点で約1,800グループが連結納税を実施。
- なお、上場企業に着目すると約3,000社のうち、600社程度が同制度を採用。

連結法人数の推移（15～29事務年度末）



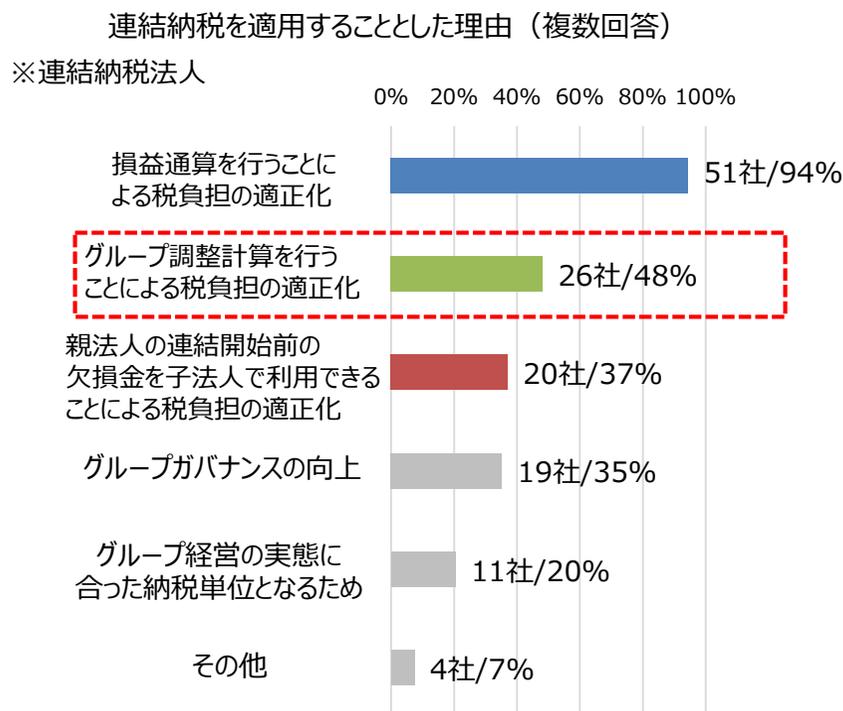
※1 原則として、連結親法人の資本金の額が1億円以上である連結法人グループの全ての法人を各国税局で、それ以外の法人を各税務署で所管。連結法人グループについては連結法人管理・調査の効率化を目的に、同一連結法人グループ内の法人の所管を統一している

※2 平成22年度改正により、連結子法人の欠損金の持ち込み制限が緩和

(参考2) 連結納税制度におけるグループ調整計算について

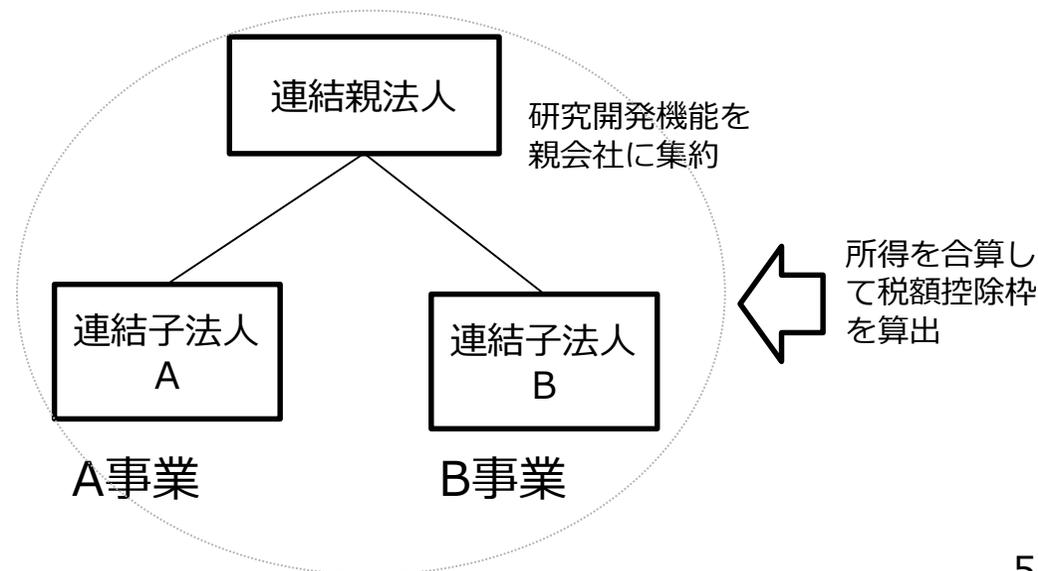
- 研究開発税制や外国税額控除等については、連結グループ全体で計算している。これにより、分社化等を通じた機動的なグループ経営が可能となっている。
- 見直し後の制度においても、効率的なグループ経営を後押しする観点から、引き続き当該取扱いを堅持する。

現行の連結納税制度の適用によるメリット



グループ調整計算の意義

- グループ経営を効率的に行う観点から、多くの企業グループにおいて、機動的な意思決定等を行うため分社化を行うとともに、企業グループの研究開発等の機能を親会社等に集中。
- グループ調整計算を行わないと、分社化前に比して研究開発税制等が不利になり、効率的なグループ経営を阻害。



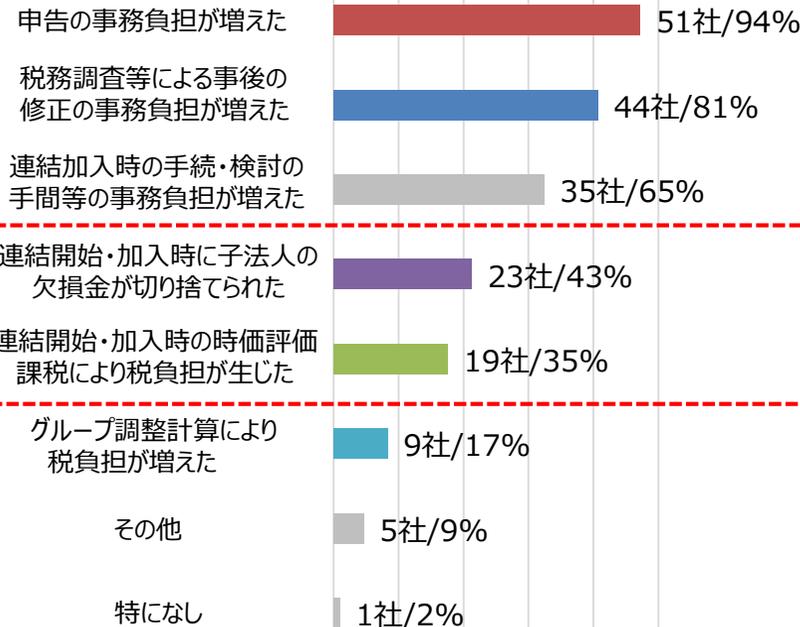
(参考3) 連結グループに加入する際の時価評価課税や繰越欠損金の切捨てについて

- 適格株式交換等の場合※を除き、完全子会社化して連結グループに加入する場合には、原則、加入会社の土地等の時価評価課税を行うとともに、繰越欠損金を切捨て。
- 機動的な事業再編を円滑化する観点から、時価評価課税等の対象の縮小が必要。

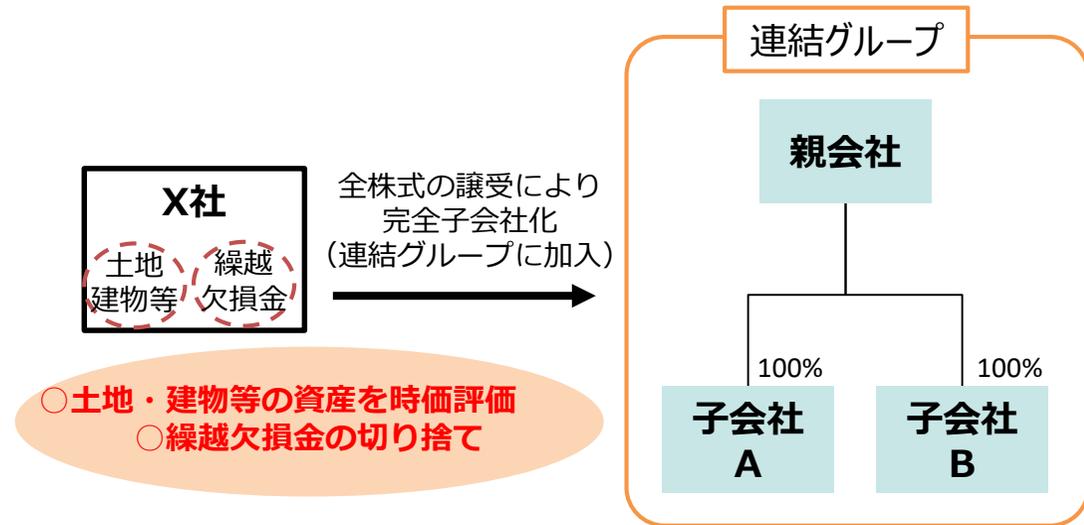
連結納税制度を適用することで生じたデメリット

(複数回答)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



連結加入時に時価評価課税等を受ける例



(※) 時価評価課税及び繰越欠損金の切捨ての例外

時価評価課税及び繰越欠損金の切捨ての対象外となるのは、以下の①②のみ。

- ① 適格株式交換等による完全子法人化
- ② 適格組織再編により加入する会社が5年超保有する完全子法人

(出所) 第2回「連結納税制度に関する専門家会合」 日本経済団体連合会提出資料

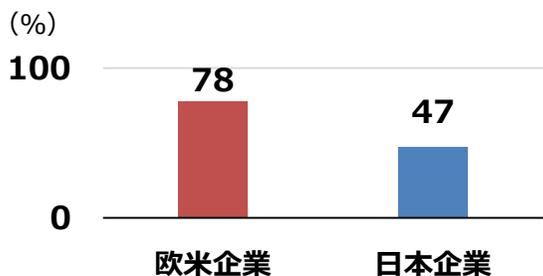
オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

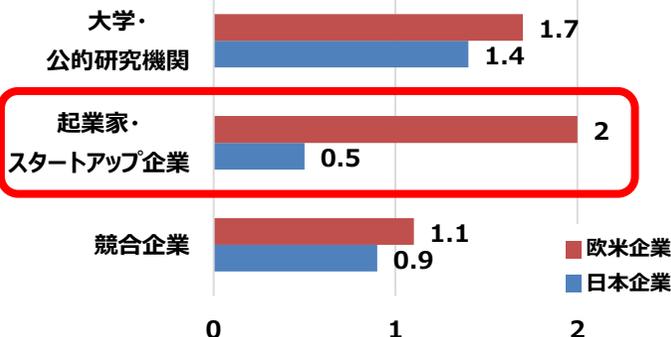
新設

- 第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。
- 既存企業の有するリソースを最大限活用したオープン・イノベーションの促進とユニコーン級ベンチャーの育成を図り、第4次産業革命における我が国企業の国際競争力を強化すべく新たな税制措置を講ずる。

オープンイノベーションの実施率



オープンイノベーションのパートナー

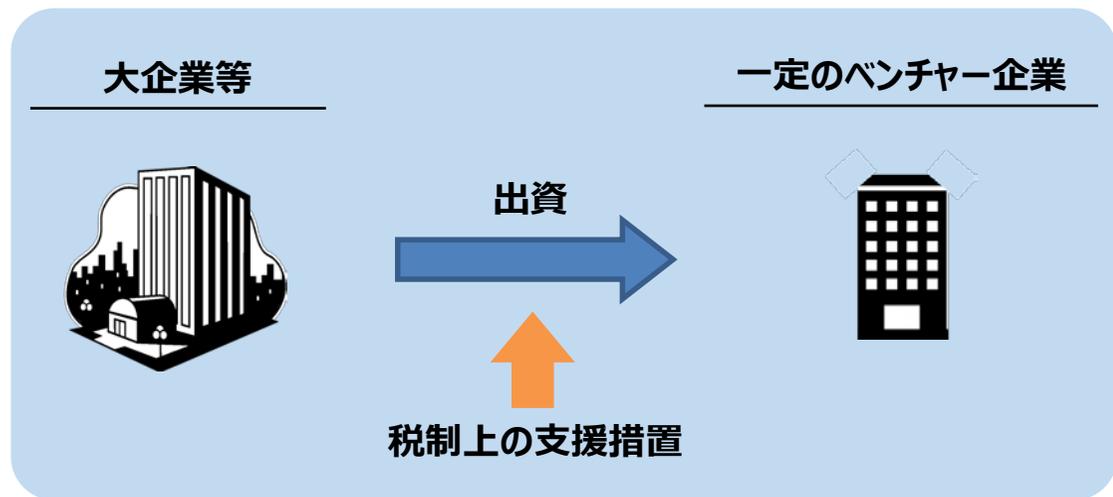


(注) 各パートナーとのオープン・イノベーションに費やした時間の割合
(0=0%、1=25%未満、2=50%未満、3=75%未満、4=75%以上)

(出典) 成長戦略実行計画 (令和元年6月21日)

要望内容

- 大企業等による一定の要件を満たしたベンチャー投資に対して、税制上の支援措置を講ずる。



※ 中小企業による出資については別途特例を設ける

(参考) 日本におけるベンチャー投資の現状

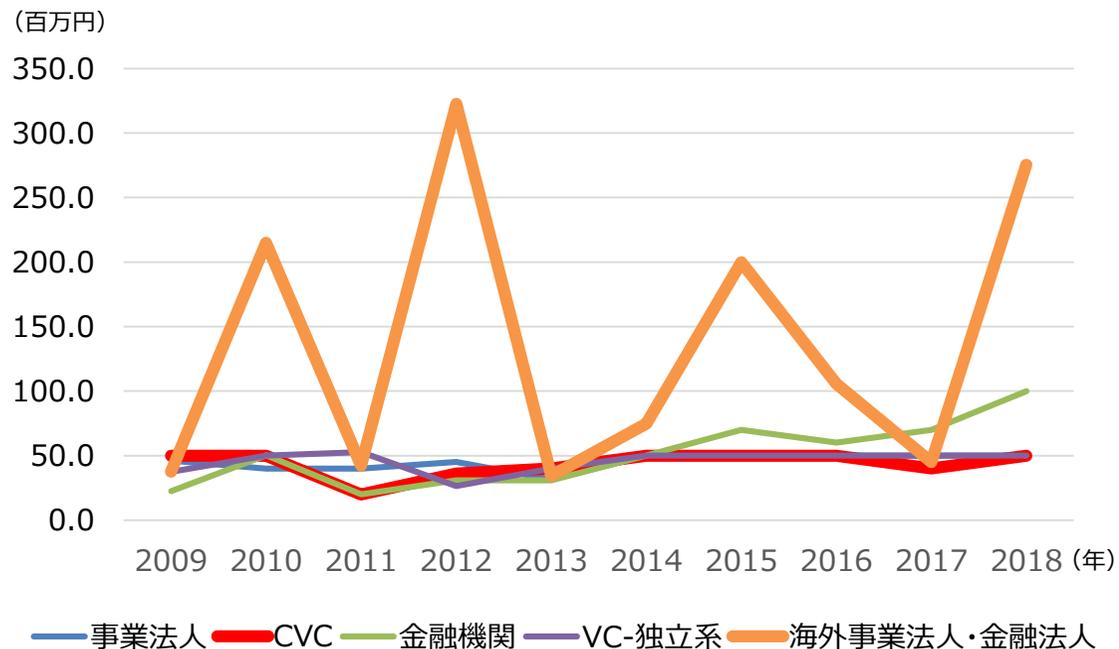
- 日本におけるベンチャー投資総額は、欧米中国等に比べ極端に低い水準にある。
- また、投資先 1 社あたりの投資額も伸び悩んでいる。

ベンチャー投資総額の国際比較



(出典) 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書」を基に作成。

投資家属性別 投資先 1 社あたり投資額中央値



(出典) 株式会社ジャパンベンチャーリサーチ「Japan Startup Finance 2018」を基に作成。

自社株式等対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

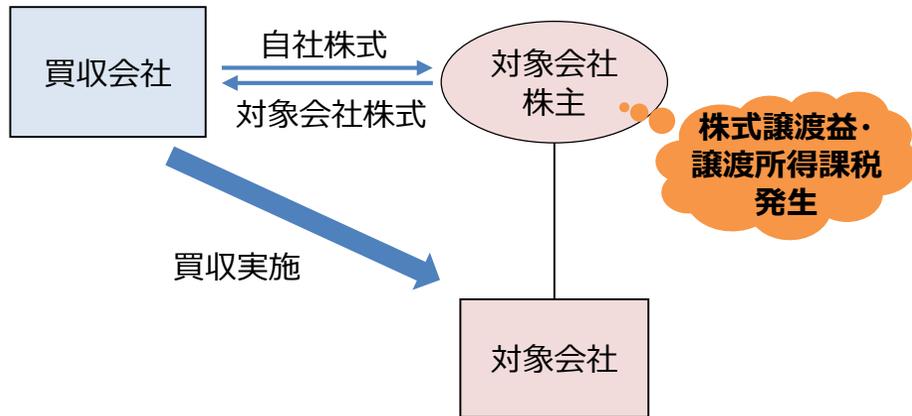
新設

- 法制審議会において決定された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（平成31年2月）においては、自社株式等対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設される予定。
- この会社法改正を踏まえ、迅速かつ大胆な事業再編を円滑に実施できるよう、欧米諸国では一般的に用いられている、自社株式等対価としたM&Aについて、対象会社株主の譲渡益等に対する課税繰延措置を創設する。

現行制度

【通常の場合】

(自社株式を対価とする例)



要望内容

株式対価としたM&Aにおける課税繰延べ措置の国際比較

国名		課税繰延べ措置の有無
	アメリカ	○
	イギリス	○
	フランス	○
	ドイツ	○
	日本	△*

*産業競争力強化法の認定が必要（時限措置）

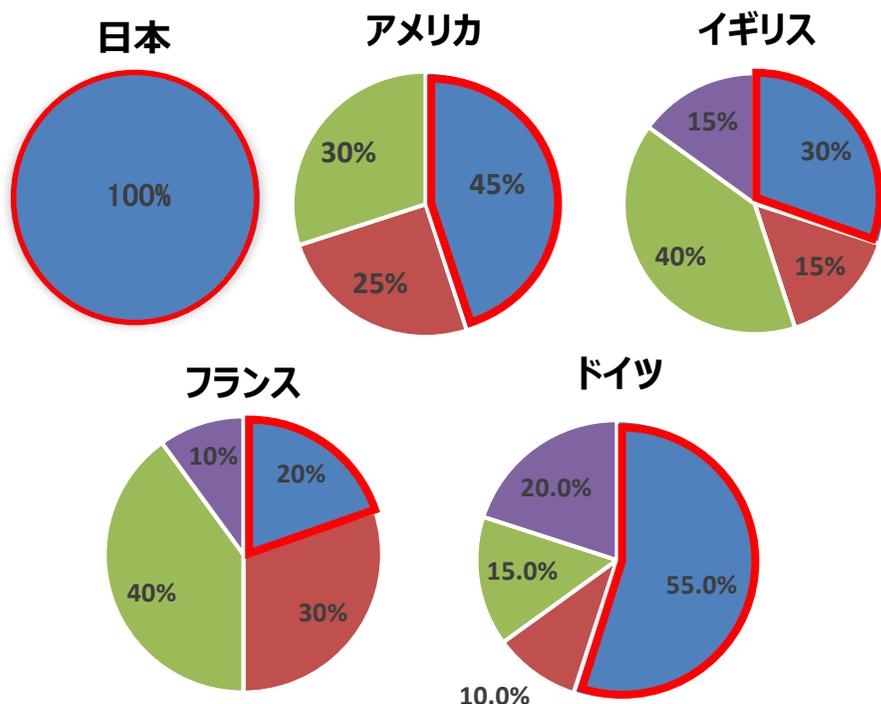
- 自社株式等対価としたM&Aに応じた対象会社の株主について、株式譲渡益・譲渡所得への課税の繰延措置を講ずる。
(期限の定めなし)

(参考 1) 大規模M&Aにおける使用対価・規模別案件数の国際比較

- 欧米における大規模な株式公開買付 (TOB)に利用されている対価は、株式もしくは株式と金銭の混合となっているのが大半。株式を用いることで大胆なM&Aを戦略的に行い、積極的に事業再編を進めてきている。
- 他方で、日本においては、現金による買収のみとなっていることが、大規模なM&Aが海外と比べて少ない要因の1つと考えられている。

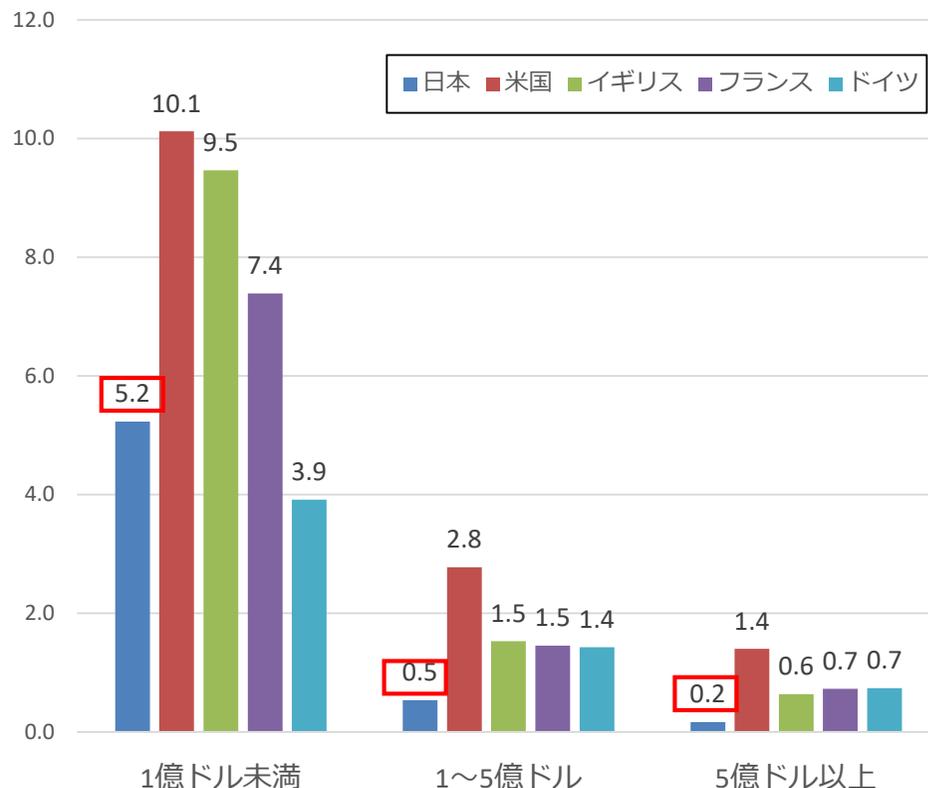
大規模な株式公開買付 (TOB) で使用されている対価の種類
(各国の上位20案件)

■ 現金 ■ 株式 ■ 複数対価 ■ その他



※いずれも案件数の割合。対象は1997年～2018年に完了したもの

各国の規模別M&A案件数
(上場企業数1社あたり)



(注) 1998年～2018年におけるM&A

(参考2) 株式対価M&Aによる買い手企業・売り手株主における意義

- 株式対価M&Aには以下のような意義があると考えられる。

- (1) 買い手（買収会社）において、自社の規模と比して大きなM&Aを行う場合、もしくは設備投資や賃上げなどに手元資金を利用したい場合、手元資金を気にすることなく大胆なM&Aが可能となる。
- (2) 売り手（対象会社株主）において、M&Aを通じて、より企業価値を高める取組をしている企業の株式を保有することができ、投資資金を成長期待の高い企業に移すことができる。

【買い手（買収会社）における意義】

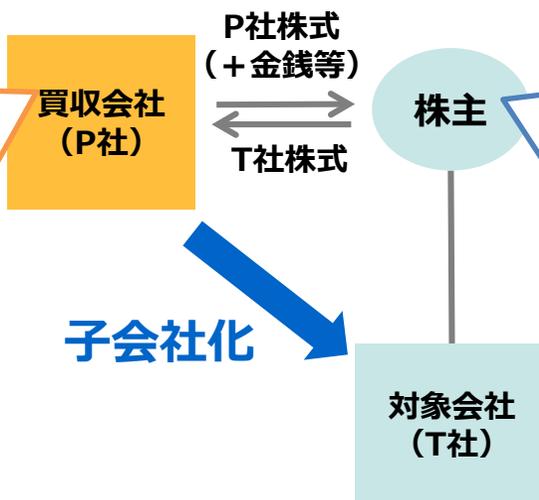
①M&Aの拡大

以下のような場合でもM&Aが可能となる。

- ・ベンチャー企業等のようにM&Aに係る手元資金に十分な余裕がない場合。
- ・M&Aのために大規模な借入を行うことで、財務基盤の悪化・信用格付けの低下等につながる恐れがある場合。

②他の資金需要への対応

- ・手元資金を他の用途（設備投資、賃上げ、他のM&A等）に回せるようになる。



【売り手（対象会社株主）における意義】

①売り手がM&Aのシナジーを享受

- ・売り手が買収企業の株を持つ結果、M&Aによる両社資源の統合によるシナジー（相乗効果）を享受できることで、より収益性の高い企業への投資が可能となる。

②M&A後の企業価値向上への協働

- ・売り手にも株主の立場からM&A後の企業価値向上へのインセンティブが生じ、売り手と買い手の協働による企業価値向上が期待される。

【事業者の声】

- ・過去にM&Aを実施した際に、株式対価を検討したが最終的に現金で実施した。株式対価をあきらめた理由は、株主企業への課税が生じるため。株主の立場で考えたときに、手元に株式しか入ってきていないのに税引き後利益が下振れする点は、自分たちの株主に説明が困難であり、それなりのプレミアムが乗っていたとしてもTOBには応じられない。（IT関連サービス業）
- ・対象会社株主に課税が発生することは買収者側としてはかなり重大な影響があると考えているので、株主課税が発生するという対象会社株主にマイナス影響を与えるような選択肢は外さざるを得ないというのが実態。（法律事務所）

Ⅱ. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上の促進

第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設

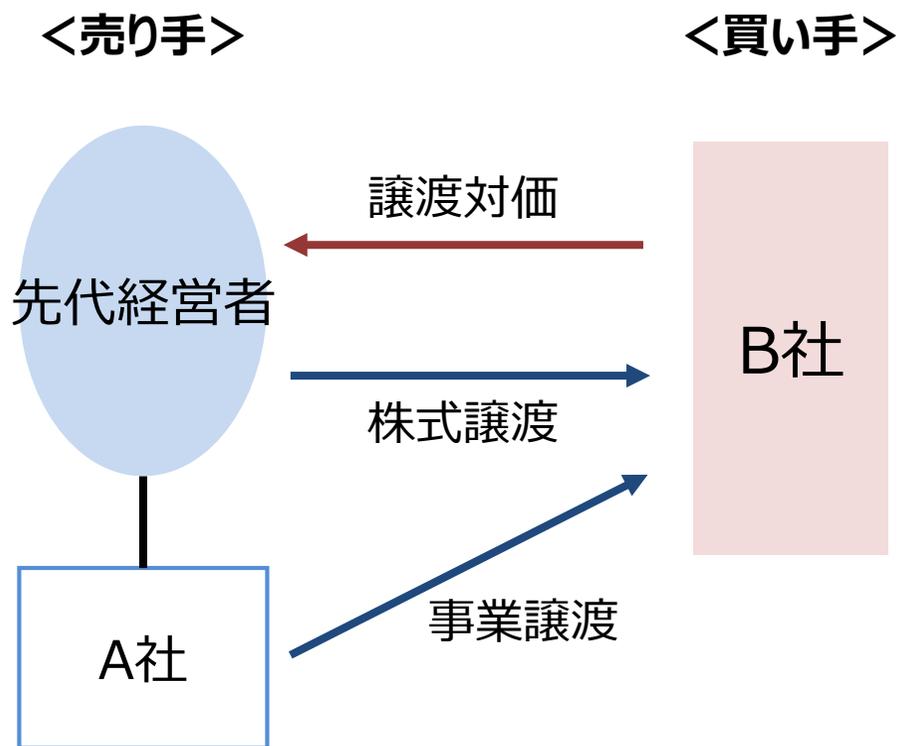
(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

新設

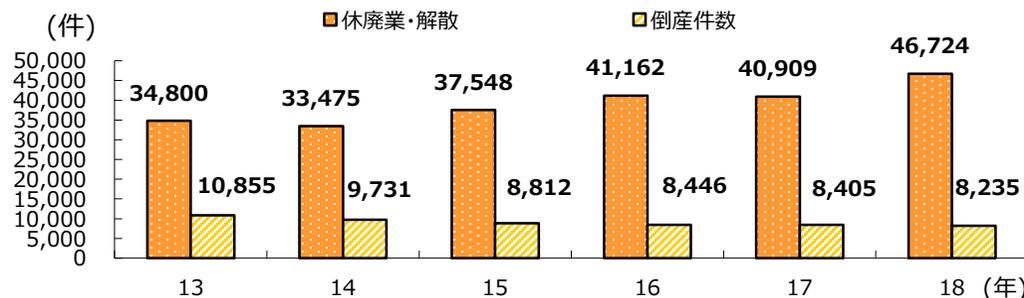
- 近年、後継者が不在であること等を背景に、黒字企業を含めた企業の休廃業・解散件数が増加傾向にあり、現状を放置すれば価値のある企業や技術、ノウハウ等が失われる可能性がある。
- 後継者不在の中小企業の事業承継を後押しすべく、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するための税制措置を講ずる。

要望内容

株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者への事業承継を促進するための税制措置を創設すること



○休廃業・解散件数、倒産件数の推移



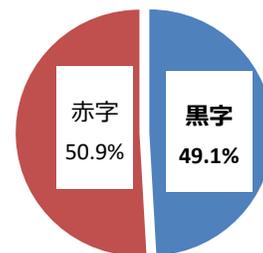
資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」

(注)1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。

2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。

3. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。私的整理(取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。

○休廃業企業における経常黒字比率

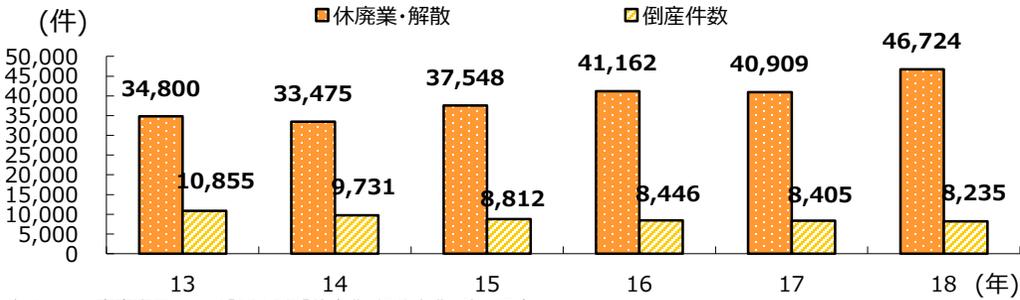


(出典) 東京商工リサーチ調査

(参考) 第三者承継の促進が必要とされる背景

- 近年、企業の倒産件数は減少傾向にあるものの、後継者不在等を背景に、休廃業・解散件数は増加傾向にある。
- 他方、休廃業した企業及び廃業予定企業の中には好業績企業も含まれており、価値ある企業が廃業を余儀なくされている可能性。
- また、M&Aを実施した中小企業の多くは販路拡大や売上・利益の拡大を実現しており、中小企業の生産性向上や稼ぐ力の強化といった観点からも第三者承継の促進が重要。

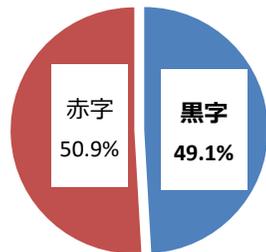
○休廃業・解散件数、倒産件数の推移 (再掲)



資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」

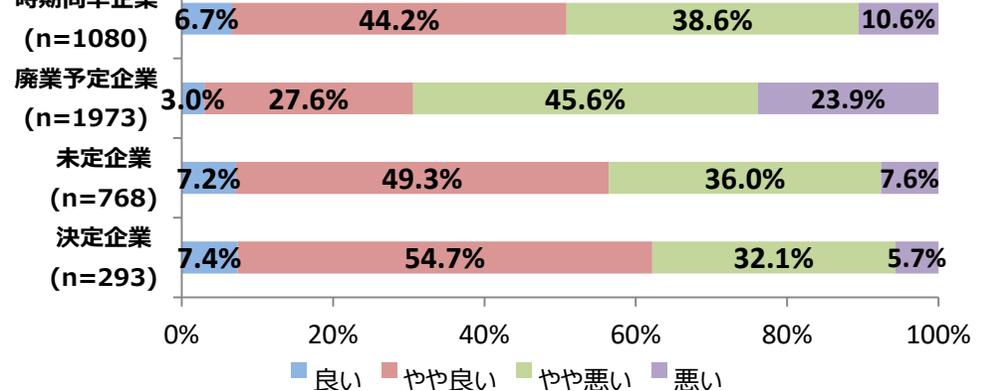
- (注) 1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。
 2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。
 3. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。私的整理(取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。

○休廃業企業における経常黒字比率 (再掲)



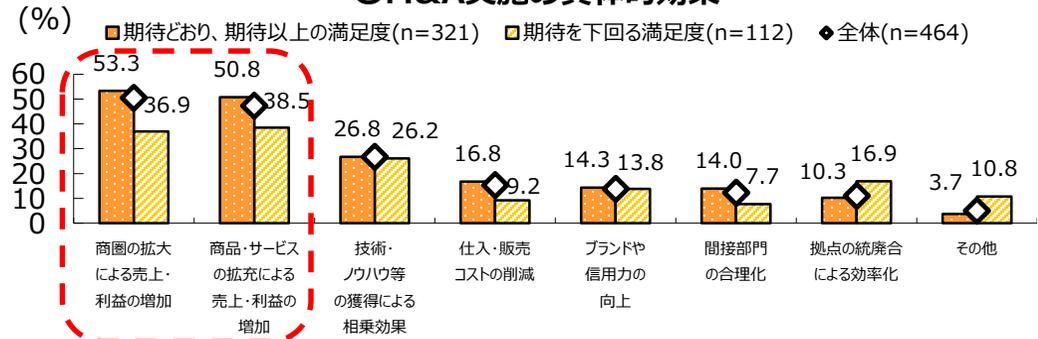
(出典) 東京商工リサーチ調査

○同業他社と比べた業績



(出典) 2016年2月 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」(再編・加工)

OM&A実施の具体的効果



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)

(注) 1. 複数回している者については、直近のM&Aについて回答している。 2. 複数回答可実施能

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）

（所得税、個人住民税）

拡充

- 日本での開業率の引上げが急務である中、低金利下における個人の現預金を、今後の成長が見込めるベンチャー企業への投資に結びつけ、民間どうしの資金循環を促進することが重要。
- シード・アーリー期の創業間もないベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給できるよう制度を見直すとともに、前回改正から11年が経過するエンジェル税制について、時代の変化に対応した所要の見直しを行う。

現行制度 【期限の定めなし】

個人がベンチャー企業へ投資した際に所得税が軽減される税制

- (1) 【優遇措置A】…所得控除が適用される
- (2) 【優遇措置B】…他の株式譲渡益から投資金額が控除される
- (3) 対象企業の株式売却損の通算（相殺）および3年間の繰越し

●エンジェル税制申請から確定申告までの主な流れ



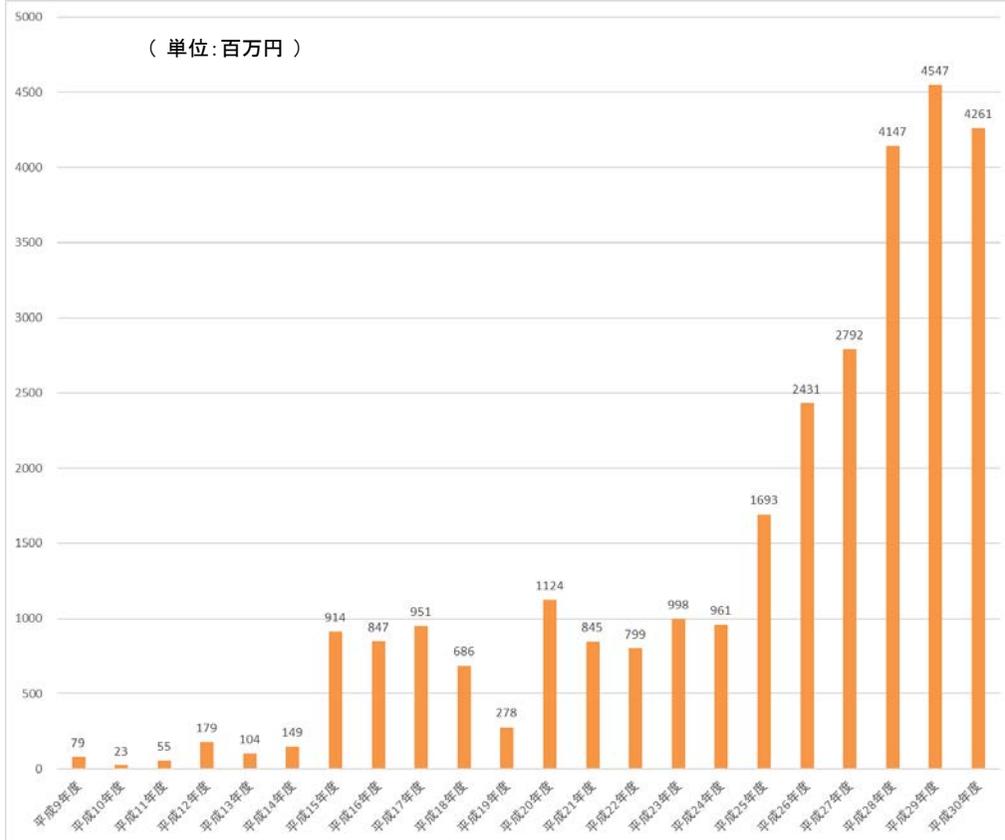
要望内容

○創業間もないベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給できるよう制度を見直すとともに、時代の変化に対応した所要の見直しを行う。

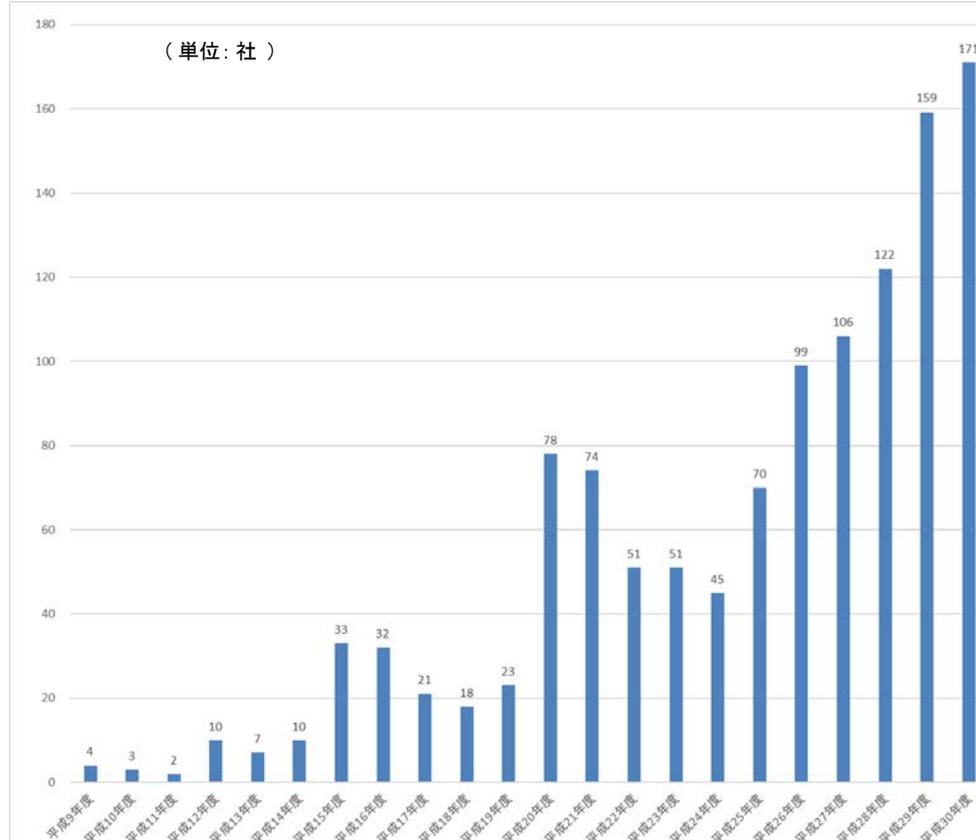
(参考1) エンジェル税制の実績(投資額・利用企業数)

- エンジェル税制については、対象企業の確認事務の地方移管、株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の普及等を背景として、投資額・利用企業数とも増加傾向にあるものの、年間45億円程度の規模に留まっている。

平成31年3月31日時点での投資額の推移



平成31年3月31日までにエンジェル税制を利用したベンチャー企業数[※]の推移



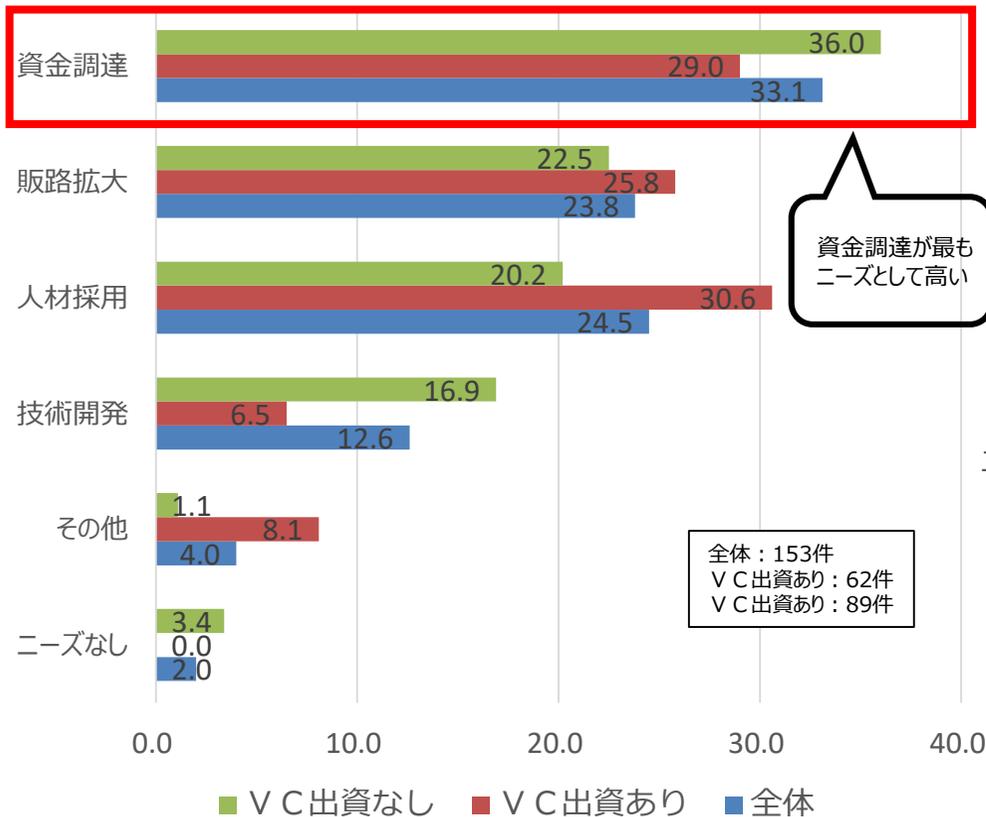
※経済産業局及び都道府県庁へ資金払込後の確認申請を行った企業の数

※H30年度分の過年度申請が一定数あり、上記数値は変動する可能性がある (令和元年5月24日確認時点)

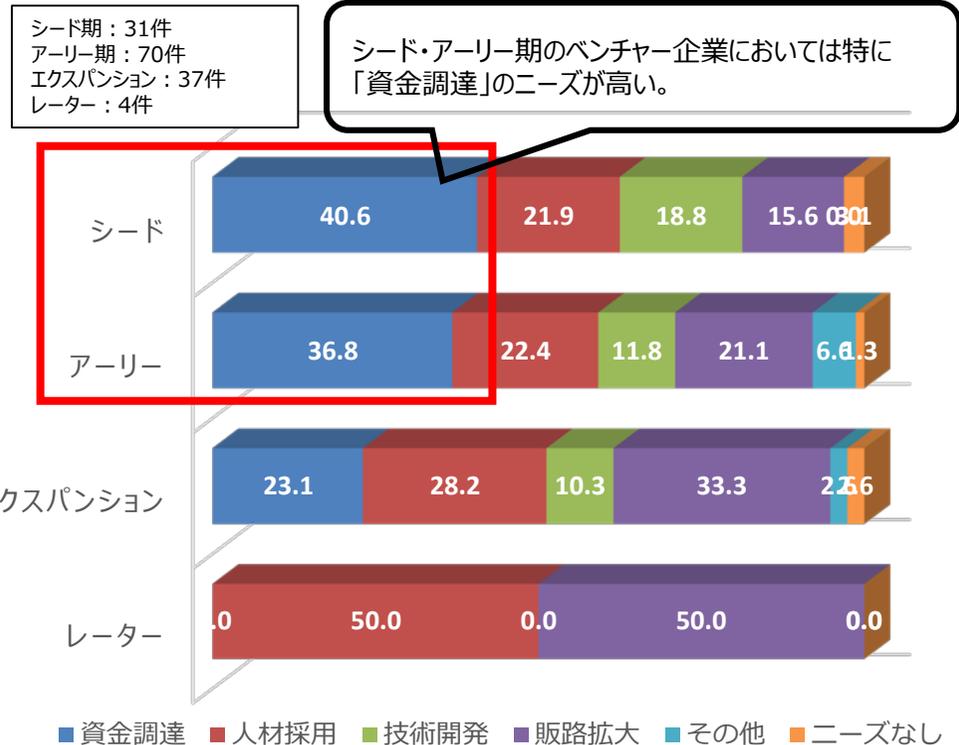
(参考2) ベンチャー企業の経営ニーズ

- 設立5年以内のベンチャー企業の経営ニーズ及び創業直後（シード・アーリー期）の経営ニーズについては いずれも資金調達が最も高いニーズとして存在している。

設立5年以内のベンチャー企業を対象とした現在あるいは近い将来の経営ニーズ



設立5年以内のベンチャー企業を対象としたステージ別の経営ニーズ



シード：商業的事業がまだ完全に立ち上がっておらず研究および製品開発を継続している企業
 アーリー：製品開発および初期のマーケティング、製造および販売活動を始めた企業
 エクспанション：生産および出荷を始めており、その在庫または販売量が増加しつつある企業
 レーター：持続的なキャッシュフローがあり、IPO直前の企業等

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 引き続き、中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、本税制措置の延長が必要。

現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注) (残存価額なし)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

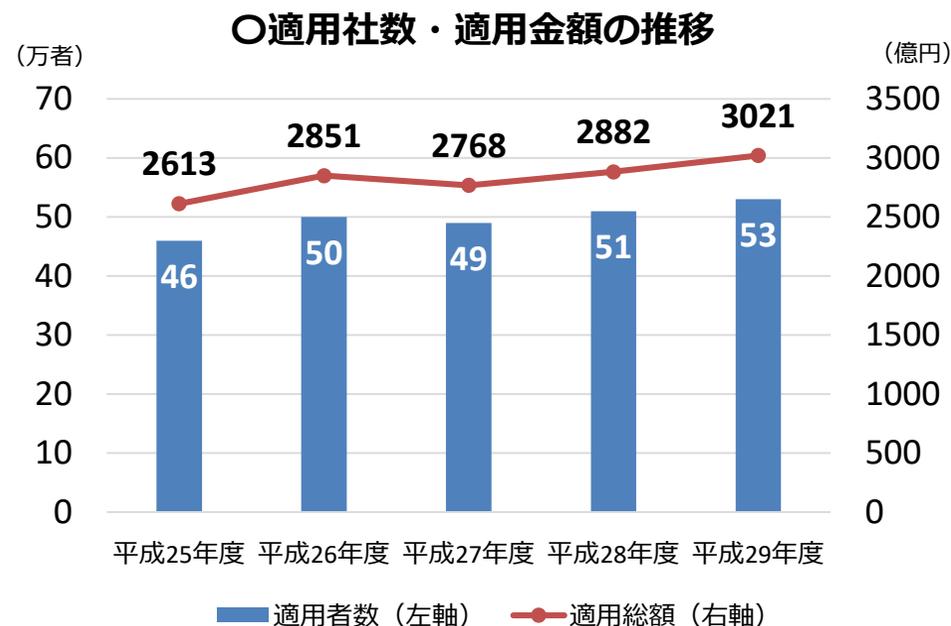
(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

要望内容

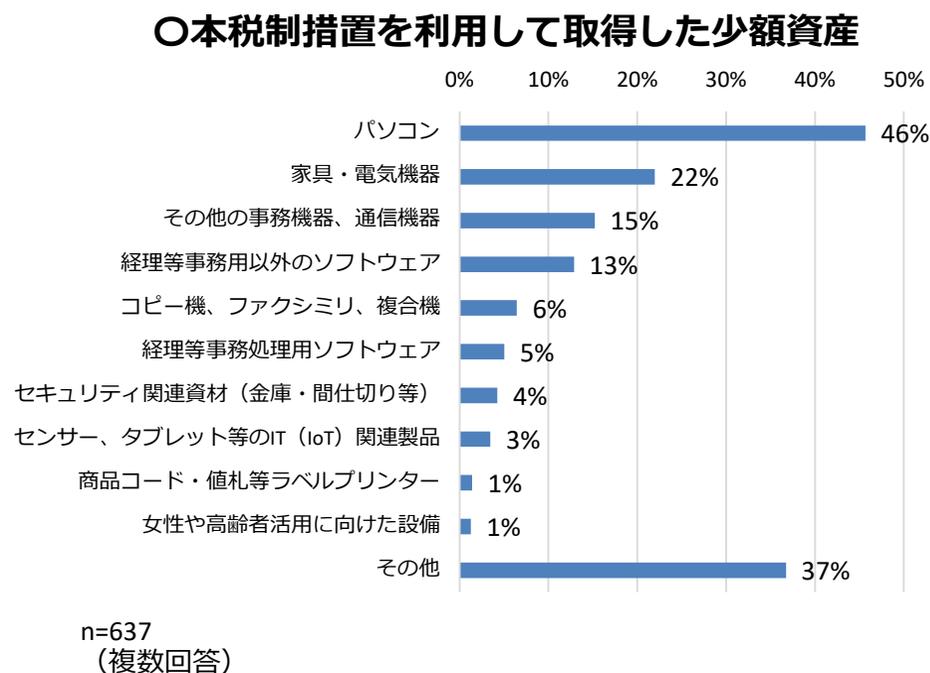
○適用期限を2年間延長する。(令和3年度末まで)

(参考) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- 約50万社の中小企業者等が本税制措置を活用。本税制措置を活用して取得した資産は、事務負担の軽減に資する情報通信関連の機器（パソコンや複合機等）が多い。
- 事業者からは、情報通信関連の機器だけでなく、事業の用に直接供される資産についても本税制措置を利用して導入しているとの声も上がっている。



(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成29年度)



(出典) 中小企業税制に関するアンケート調査 (令和元年度)

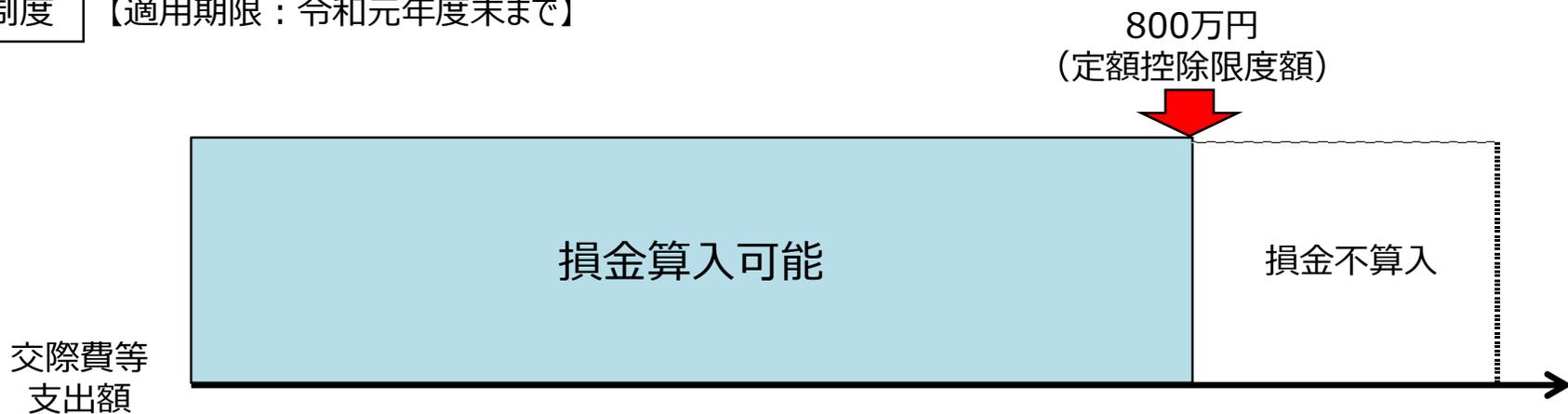
本措置に関する中小企業等の声

- 「少額減価償却資産については、デジタルタコグラフやドライブレコーダーなどで活用している。特例措置がなくなると困る。」 (運送業)
- 「パソコンのほか味噌樽も対象となる。味噌樽はモノにもよるが二十数万円程度になることがある。」 (食料卸小売業)
- 「少額減価償却資産の即時償却制度は、PC、プリンタ、机、椅子に使用している。OSの保守期限切れなどによるOSの一斉置き換えがあるので負担が大きい。」 (カメラ、時計の小売販売)

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能となっている。
- 販売促進手段に限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であり、定額控除限度額（800万円）までの全額損金算入を可能とする本税制措置の延長が必要。

現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

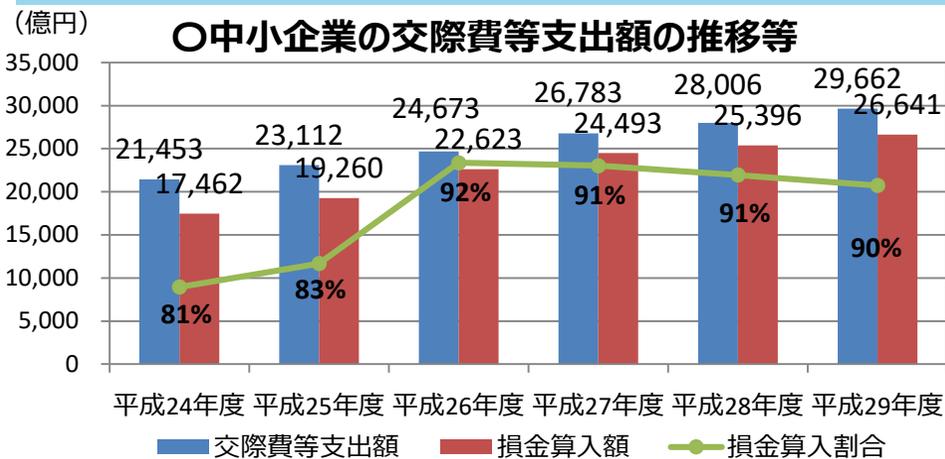
【参考】平成26年度税制改正で、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置を創設（大法人も適用可能）。
中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用が可能となった。
（平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。）

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和3年度末まで）

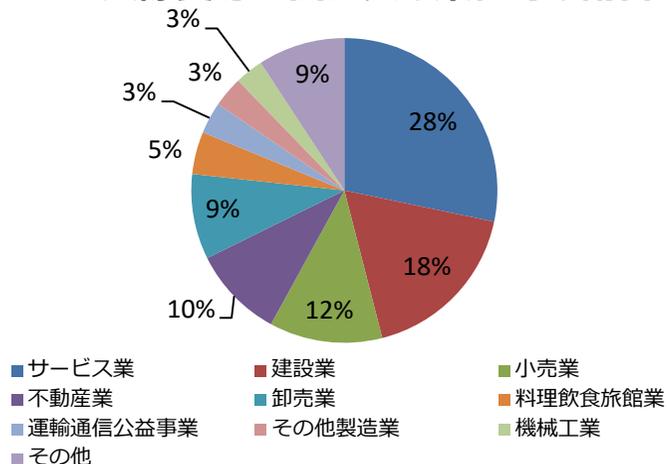
(参考) 中小法人の交際費課税の特例

- 中小法人の約9割が交際費等を支出。サービス業や建設業を中心に幅広い業種の企業に利用されている。
- 多くの中小企業が、既存の顧客との取引を維持・拡大するため、また商慣行等により交際費支出が必要と認識しており、交際費等は中小法人の事業活動の継続に不可欠なものとなっている。



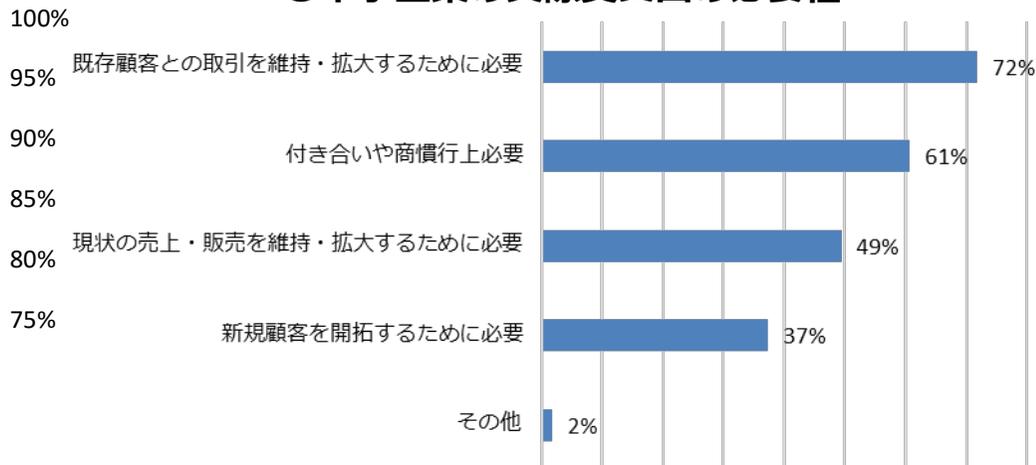
(出典) 会社標本調査 (平成29年度) ※資本金1億円以下の法人の合計

○交際費等支出法人の業種毎の割合



(出典) 会社標本調査 (平成29年度)

○中小企業の交際費支出の必要性



n=903 (複数回答)

(出典) 中小企業税制に関するアンケート調査

○本税制措置に関する中小企業等の声

- 「社長が営業マンとなり、ゼロから新規開拓営業を行っている。特に人脈形成のために、取引先との会食で活用しており、交際費特例は必要。」(飲食店経営、酒類販売業)
- 「交際費特例がないと、接待需要の減少が心配。ぜひ延長してほしい。」(飲食業)

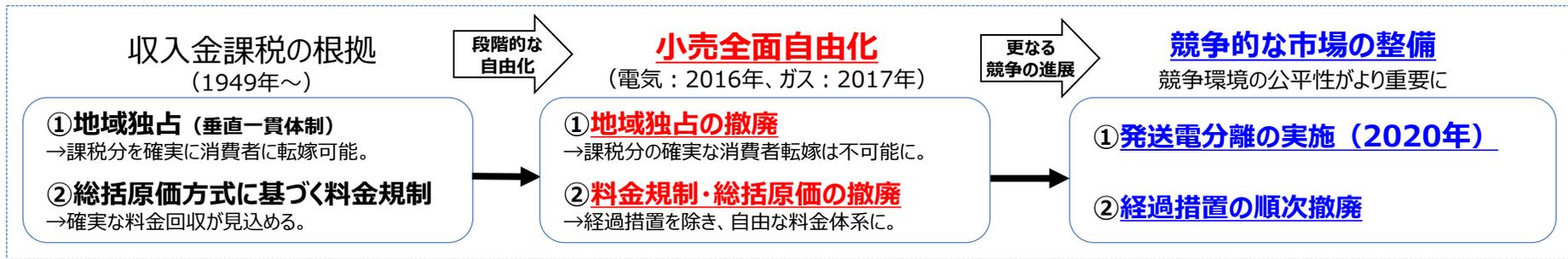
Ⅲ. 自由化の下でのエネルギー安定供給の確保

- 電気・ガス供給業は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「一般の事業」とは異なる扱い。
- 2020年（令和2年）の発送電分離などを前に、電力・ガス市場における競争が激しくなる中で、事業者間の「課税の公平性」を回復するべく、全面的に一般の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。

現行制度

法人事業税の課税標準が収入金額とされ、一般の事業と課税方式が異なる。

(地域独占や料金規制・総括原価は撤廃され、既に収入金課税の根拠は失われており、公平性の観点から是正が必要。)



要望内容

【現行】**収入金課税** (税率約 1.3%)

法人事業税
収入割
約 1.3%

※ 地方法人特別税を含む

【改正後】一般の事業と同様に、**所得課税 + 外形標準課税**へ変更



法人事業税 所得割 約 3.6%	付加価値割 1.2%
※ 地方法人特別税 を含む	資本割 0.5%

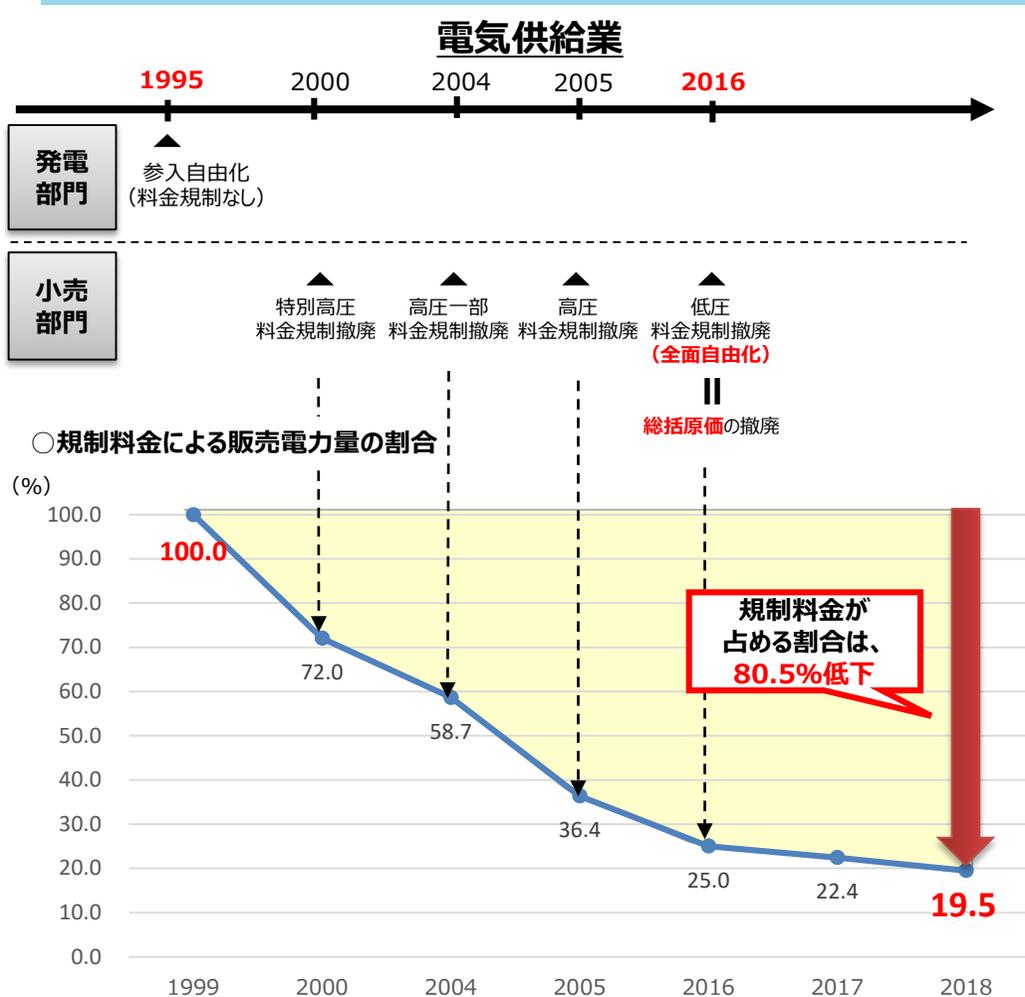
所得基準 ③ : 外形標準 ⑤

(参考1) 電気・ガス供給業における料金規制の撤廃

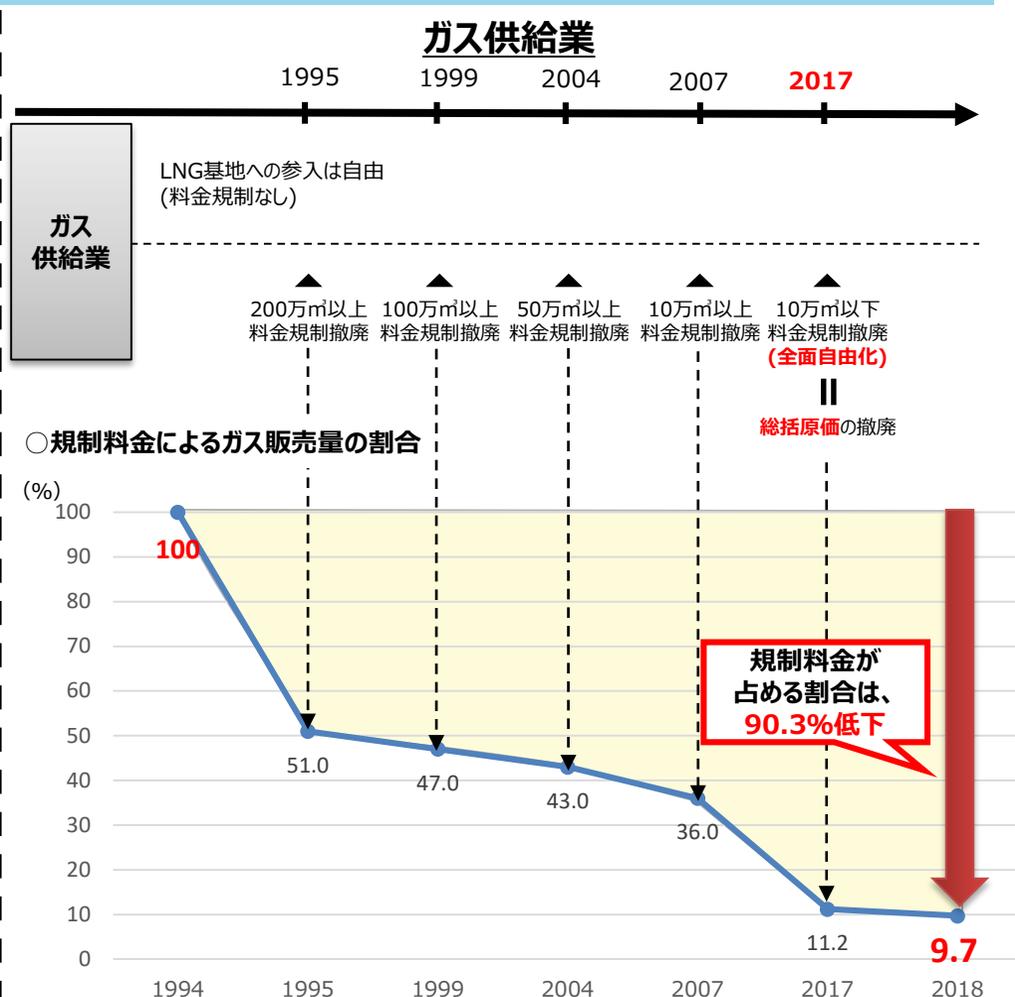
- 電気・ガス供給業では、いずれの部門でも、**料金規制・総括原価は撤廃**(※)。

(※)【電気供給業】発電部門：1995年 小売部門：2016年 / 【ガス供給業】 2017年

⇒ 収入金課税を引き続き適用する根拠は失われてきており、**是正が必要**。



※低圧分野の一部の事業者のみ経過措置料金規制が存続 (自由料金メニューも選択可能)



※10万m³以下の一部の事業者のみ経過措置料金規制が存続 (自由料金メニューも選択可能)

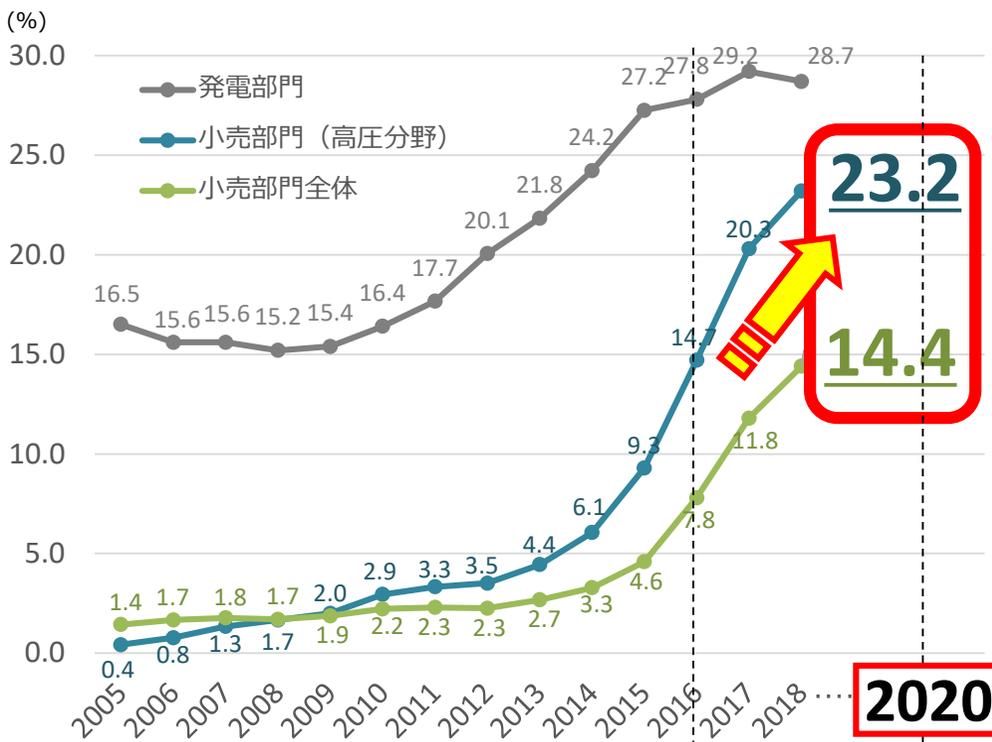
(参考2) 電気・ガス供給業における競争の進展

● 電気・ガス供給業では、いずれの部門も、自由化により大手と新規参入者の間の競争が熾烈化。

⇒ 収入金課税を引き続き適用する根拠は失われてきており、是正が必要。

電気供給業

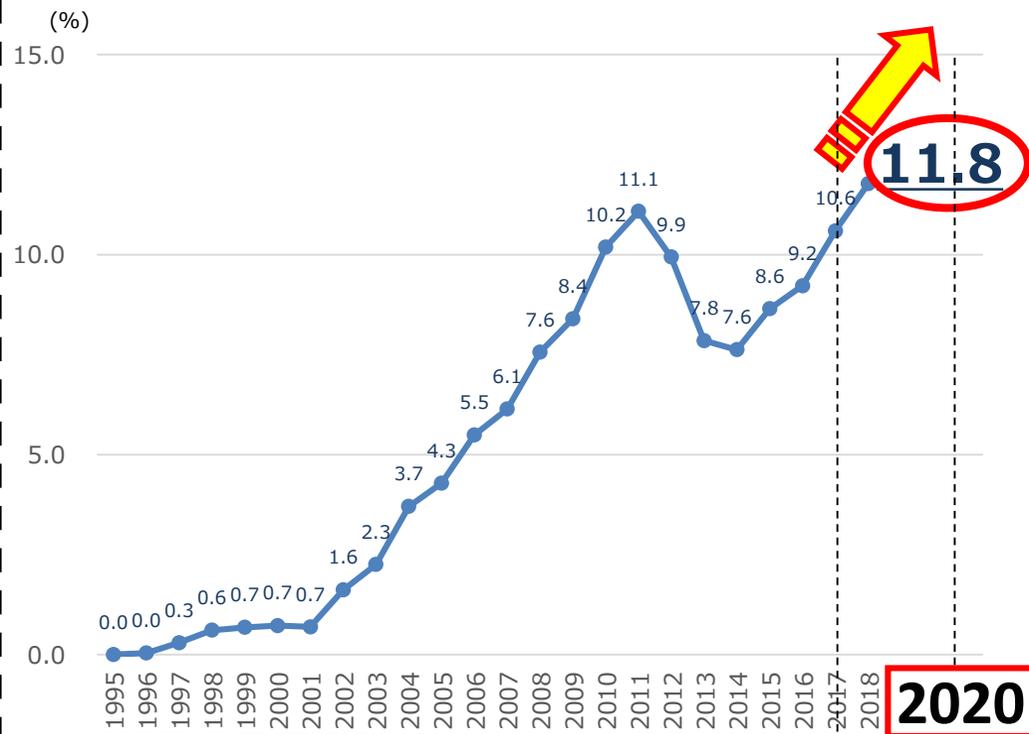
○旧一般電気事業者以外の事業者の電力量シェアの推移



小売全面自由化 発送電分離

ガス供給業

○新規参入者のガス販売量シェアの推移



全面自由化

※ 発電部門は、2010年～2015年については、前後の事業者定義と整合するデータが整備されていないため、一定の仮定をおいて推計。

※ 2012～2014年度のガス販売料のシェアの低下は、一部の新規参入者が事業スキームを変更したことによる。一部の新規参入者は、それまで発電事業者に対して「燃料ガスの販売」を行っていたが（ガス販売量に計上）、発電事業者に対して「燃料ガスの販売」を行わずに発電を委託し、自ら電力を販売する方法に変更したため、「燃料ガスの販売」が販売量に計上されなくなった。

(参考3) 電力・ガス市場における異業種からの参入の進展

- 競争条件の公平性確保に向け、事業形態により課税方式が異なることが課題。
- 足元では、異業種からの新規参入が進展しており、課税の公平性確保がますます大きな課題に。

事業形態による課税方式の違い

I) 電気・ガス供給業が本業の場合

電気：大手電力、電力専業の新電力
 ガス：経過措置対象事業者、ガス製造業者

電気/ガス供給業

→税額を**収入割**にて計算

II) 電気・ガス供給業が副次的事業の場合

電力・ガス兼業の新規参入者

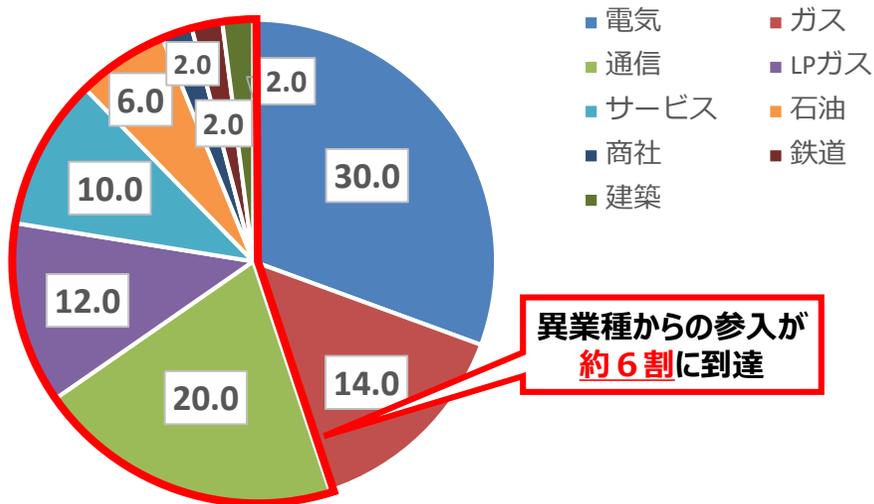
本業

電気/ガス
供給業

→税額を**所得割**にて計算

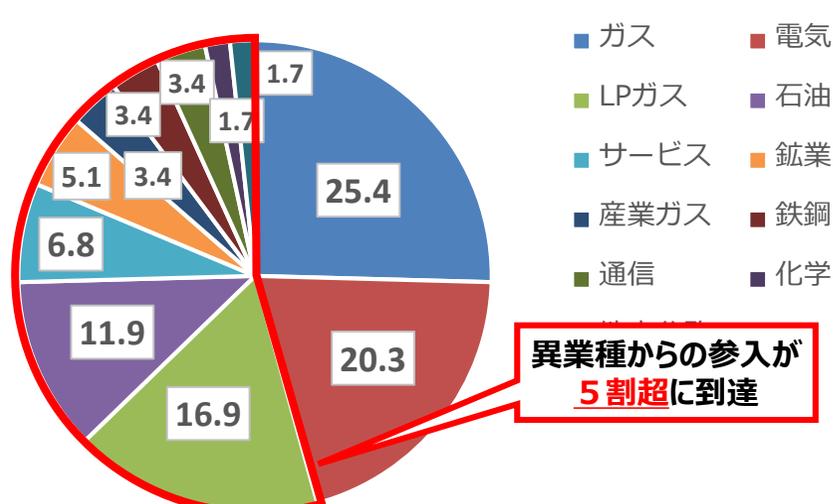
電気供給業

○低圧分野参入者上位50者の主たる事業(2018年度)



ガス供給業

○新規参入者59者の主たる事業(2018年度)



(参考4) 与党税制改正大綱と措置の状況

平成29年度与党税制改正大綱	平成30年度与党税制改正大綱
<p>現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税法系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。</p> <p>また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。</p>	<p>現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税法系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。</p> <p>また、電気事業者の法的な分社化に伴うグループ内取引については、法令上の位置づけや実務上の観点等を踏まえ、収入金額の算定のあり方について検討を行う。</p>

翌年度に措置

平成30年度（2018年度）

ガス中小法人（165社）
に対する措置実現

平成31年度（2019年度）

電気事業者のグループ会社間
取引に対する措置実現

平成31年度与党税制改正大綱

現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、**小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業**における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、**付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。**

省エネ再エネ投資の促進（省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充・延長）

拡充・延長

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、**省エネ投資促進によるエネルギー消費効率の改善と再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。**
- ①省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、**大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ設備投資**や、②**再エネの主力電源化に資する発電設備・付帯設備の投資**を促進する税制措置を2年間延長する。

現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】

省エネルギー（需要側）

- ◆ エネルギーミックスの実現に向け、省エネ法の規制対象事業者等を対象に、①**生産設備等を対象とする大規模な省エネ投資**、②**I o T等を活用し個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資**を促進する。

※特別償却（30%）又は税額控除（7%、中小企業のみ）

（イメージ：大規模な省エネ投資）

中長期的な計画に基づく設備投資等によるエネルギー消費効率の改善



事業者（2年連続Sクラス）

対象設備〔例〕



高性能ボイラ

再生可能エネルギー（供給側）

- ◆ **導入初期のキャッシュフロー改善により事業リスク低下と再投資拡大を図るとともに**、電源毎の実態に即した設備の積極的普及を通じて、**エネルギーミックスの水準実現と再エネの主力電源化**に資する設備投資を促進する。 ※特別償却（20%）



発電設備

※中小水力、地熱、バイオマスの発電設備・熱供給装置のうち、先進的要件を満たすもの



蓄電池・自営線等

※系統安定化、メンテナンス高度化に資する蓄電池、自営線等の付帯的設備。

要望内容

エネルギーミックス実現の加速化

- ◆ 適用期限を2年間延長する。（令和3年度末まで）
- ◆ 省エネルギーについては、中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加。

省エネ再エネ投資の促進

(再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長) (固定資産税)

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、**再生可能エネルギーの更なる導入拡大を推進することが重要。**
- 他方、再エネ発電事業の導入初期には、様々な事業リスクがあり、投資判断を行う上での障害となっている。
- 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、地域における最大限の再エネ普及に寄与するため、**発電設備に係る固定資産税を事業当初の3年間軽減する税制措置を2年間延長する。**

現行制度 【適用期限：令和元年度末まで】

対象設備	発電出力	課税標準
太陽光発電設備 (10kW以上、自家消費型補助金を受け取得した設備)	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用

3年間
キャッシュフロー
のひっ迫を改善

再エネ導入に伴う事業リスクの例

- 土地取得調整・環境アセスメントの長期化 (事前のリスク)
- 機器の性能リスク、災害・発電量リスク (事後のリスク)
- 燃料価格の高騰 (バイオマス発電)、蒸気量の減少による追加コスト (地熱発電) 等



高い設備導入コスト

要望内容

事業リスクへの対応と再投資拡大により、地域での再生可能エネルギー普及に寄与する。
再エネの導入拡大は、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化にも効果が期待される。

- ◆ 適用期限を2年間延長する。(令和3年度末まで)

(参考1) 省エネ再エネ高度化投資促進税制 <省エネルギー>

- エネルギーミックスの実現に向け、平成30年度税制改正において、**省エネ法の規制対象事業者等を対象とした①中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資、②個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資**を促進する税制措置を新設。
- **中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者を拡大**の上、適用期限を2年間延長し、省エネ投資をさらに促す。

① 中長期的な計画に基づく省エネ投資

- 既に相当程度省エネを進めている**省エネ法の規制対象事業者**による**中長期的な計画に基づく省エネ投資**を対象に特別償却等を講じる。



クラス分け評価で2年連続Sクラスとなった事業者が行う省エネ投資を後押し
 ※特別償却（30%）又は税額控除（7%、中小企業のみ）



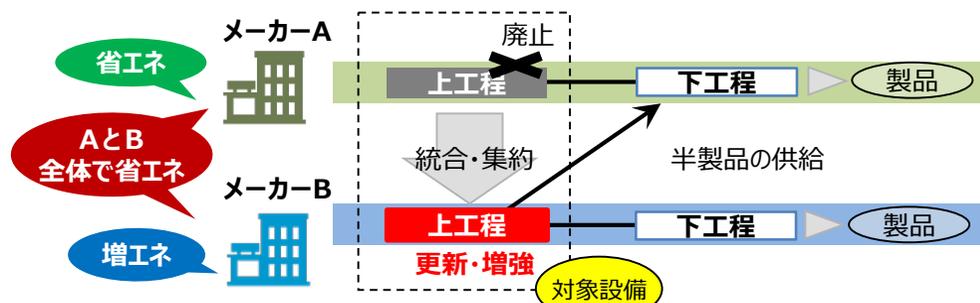
対象事業者の拡大

平成30年度の省エネ法改正により、省エネ法の規制対象事業者として新たに追加された「認定管理統括事業者」及び「管理関係事業者」も、対象事業者の拡大を要望する。

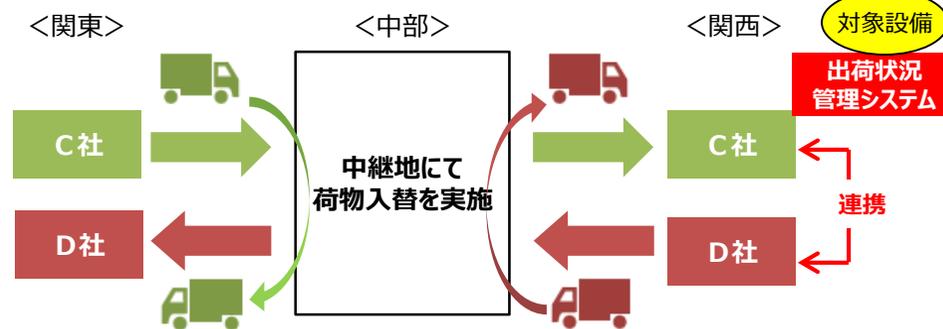
② 複数事業者が連携して実施する省エネ投資

- 省エネ法上の認定を受けた**連携省エネルギー計画**及び**荷主連携省エネルギー計画の実施に必要な設備等**を対象に特別償却等を講じる。

(工場連携の例) 製造工程の統合・集約

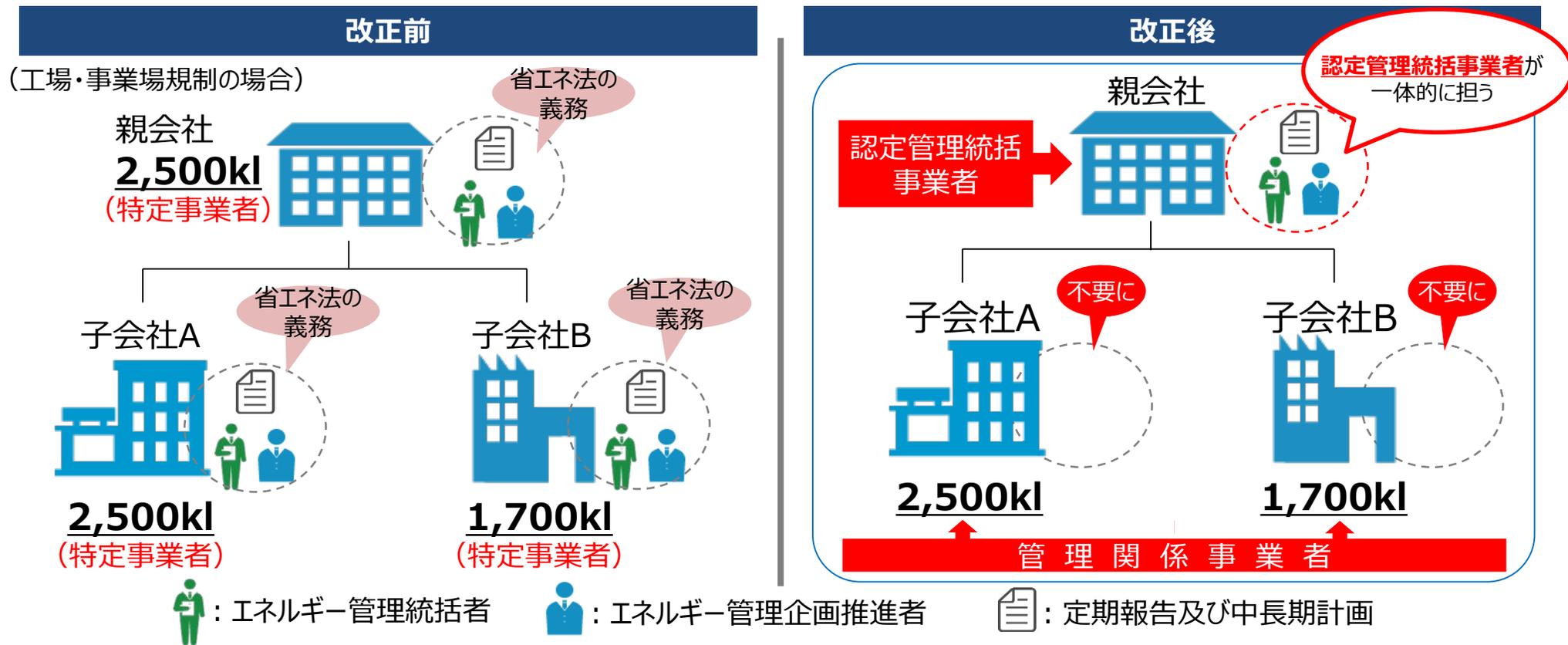


(荷主連携の例) 物流拠点の共同化/共同輸配送



(参考2) 平成30年度省エネ法改正事項 認定管理統括事業者の認定制度の創設

- 一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等による定期報告等の義務の一体的な履行を認める。
- なお、子会社等の管理関係事業者のエネルギーの使用状況等についても引き続き把握できるように措置する。



省エネ法の義務	改正前	改正後
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者で選任	認定管理統括事業者において選任

(参考3) 再生可能エネルギーの導入状況について

- FIT制度の導入により再エネ導入は着実に進んでいるものの、最も導入が進む太陽光発電でもエネルギーミックスに対する進捗率は約78%、導入が低調な地熱発電は37%にとどまる。
- 再エネは地域に密着して導入が進められるものであり、建設工事やメンテナンス、燃料調達などで地域の産業に貢献する。エネルギー政策としてはもちろん、地域活性化のためにも投資の後押しが重要。

再エネの導入状況

再エネ設備の種類	ミックス水準 (万kW)	2019年3月末時点 の累積導入量 (万kW)	ミックスの水準まで に必要な導入量 (万kW)	ミックスに 対する 導入進捗率
太陽光	6,400	4,870	<u>1,530</u>	約78%
風力	1,000	370	<u>630</u>	約37%
中小水力	1,090~1,170	970	<u>200</u> <small>※目標1170万kWとしたとき</small>	約86%
地熱	140~155	54	<u>101</u> <small>※目標155万kWとしたとき</small>	約37%
バイオマス	602~728	380	<u>348</u> <small>※目標728万kWとしたとき</small>	約60%

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、自主開発の推進を図ることが極めて重要。
- 海外における資源探鉱・開発に当たり、プロジェクト失敗等のリスクに備えるための準備金の積立て及び損金算入を認める措置を2年間延長する。

現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】

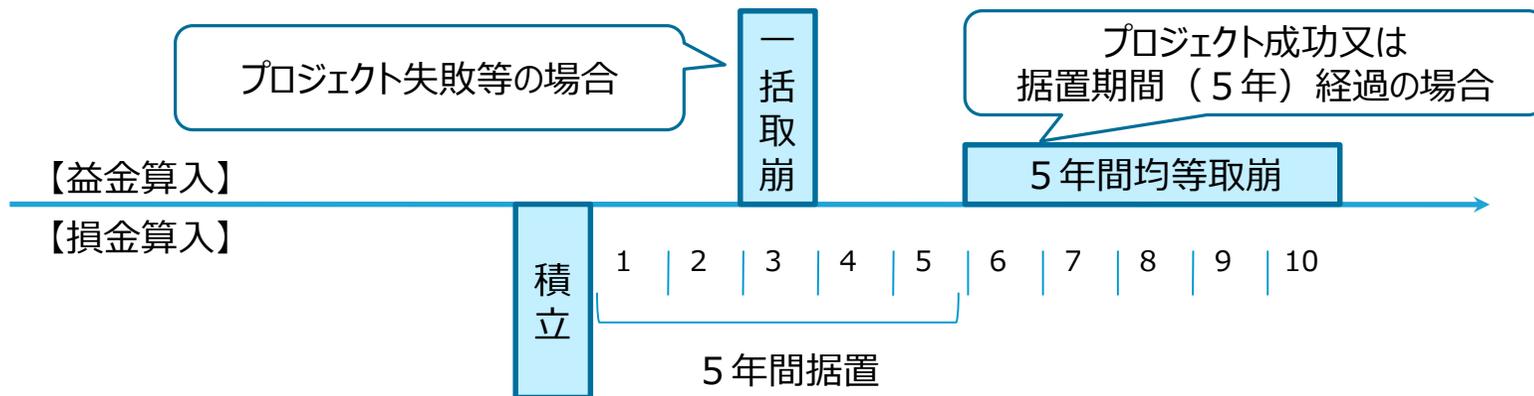
○海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。
 ※探鉱の場合は出資額の50%、開発の場合は出資額の20%

【対象】

石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の取崩し方法】

- ・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
- ・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。



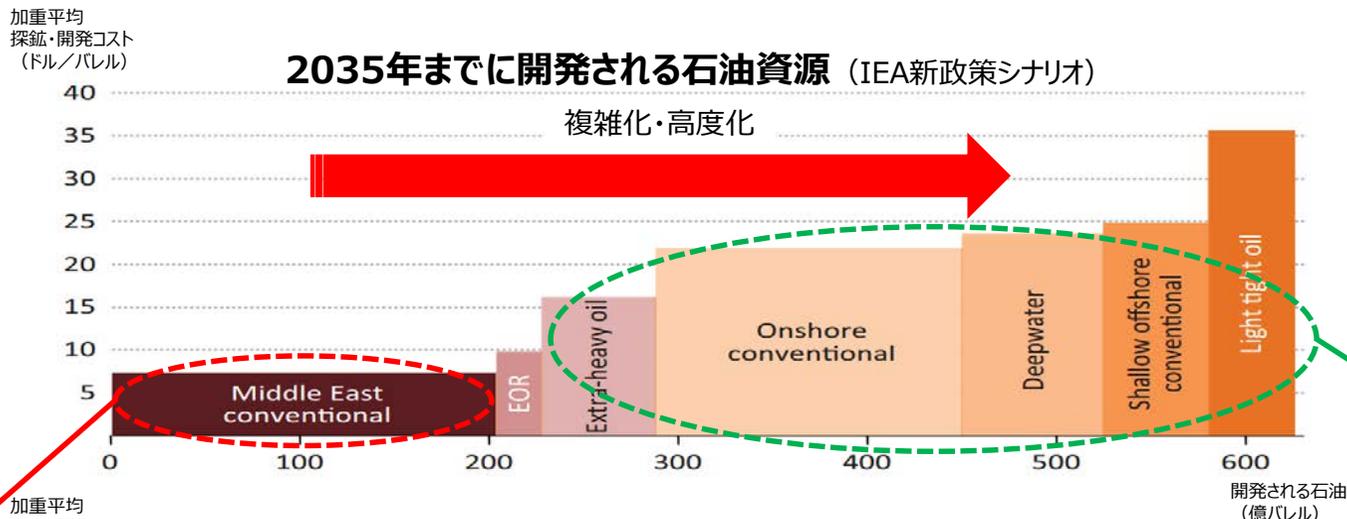
要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和3年度末まで)

(参考 1) 探鉱・開発の複雑化・高度化 (石油・天然ガス)

- コストの低い在来型石油・天然ガスの多くは、産油・産ガス国の国営企業が保有。
- 民間企業は、難易度やコストの高い石油・天然ガスの探鉱・開発へと向かう傾向。

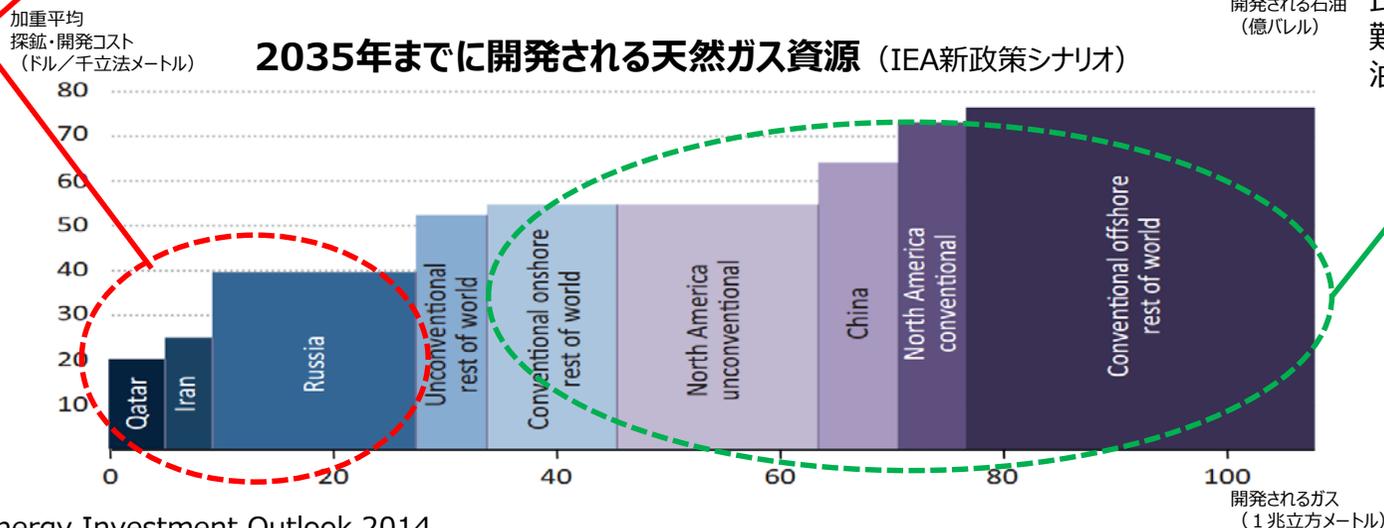
石油



低コストの油ガス田は中東やロシアの国営企業が保有

民間企業は難易度やコストの高い油ガス田 (大水深) 等へ

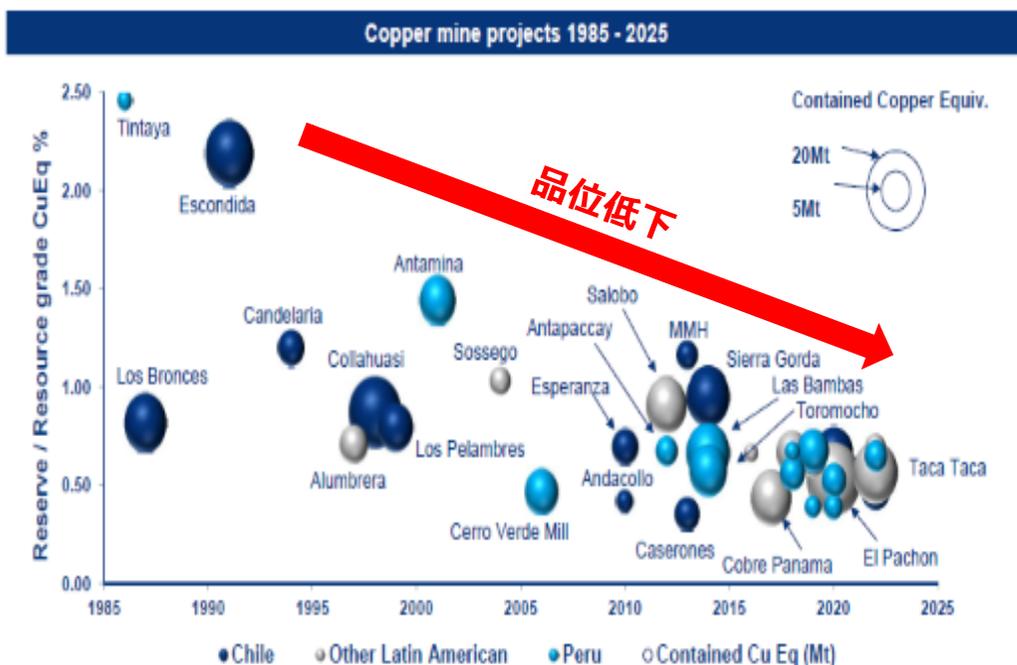
ガス



(参考2) 探鉱・開発の複雑化・高度化 (金属鉱物)

- 鉱山の開発コストは、鉱床の立地地域、鉱床のタイプ、採掘方法はもちろんだが、当該鉱床のある資源国における交通・電気・水等のインフラ状況、環境規制の状況、地域住民との関係等により影響を受ける。
- 近年の開発プロジェクトは、鉱石品位の低下、鉱山の深部化、奥地化等により、初期投資コストが増大。

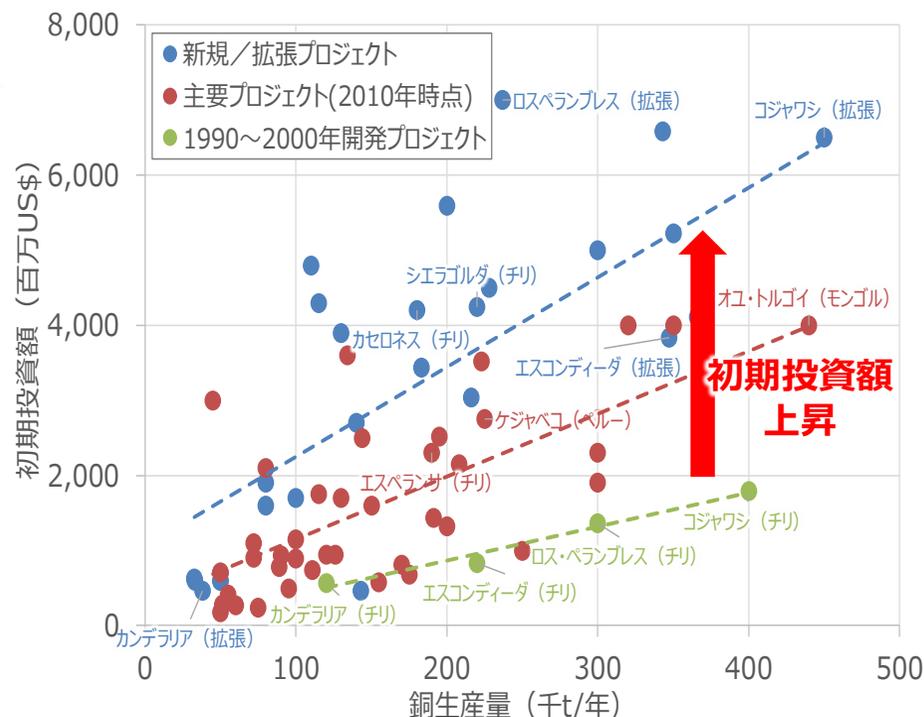
鉱石品位の低下



SOURCE: Wood Mackenzie

(出典) Wood Mackenzie

鉱山開発コストの増加

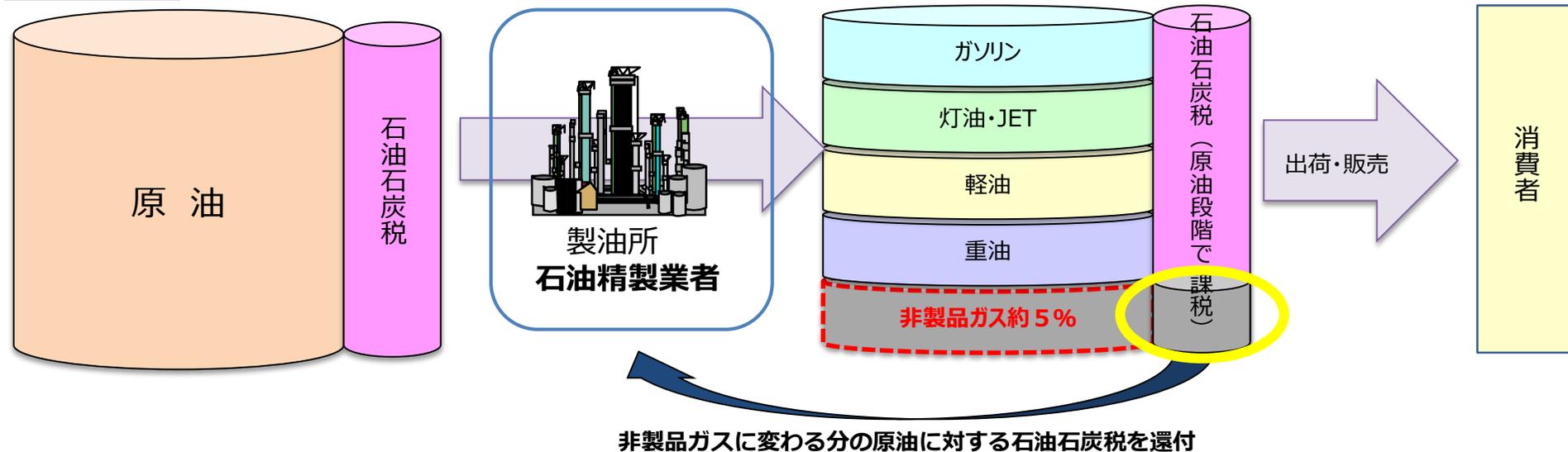


(出典) 公表データに基づき、JOGMEC作成

● 海外との事業環境のイコールフットイングを図り、国内に強靱な石油サプライチェーンを維持するための投資を促すため、非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の適用期限を3年間延長する。

現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】



期待される効果

石油コンビナートの国際競争力強化
(製品輸出や石油化学生産の体制強化等)

災害にも強い全国石油供給網の構築

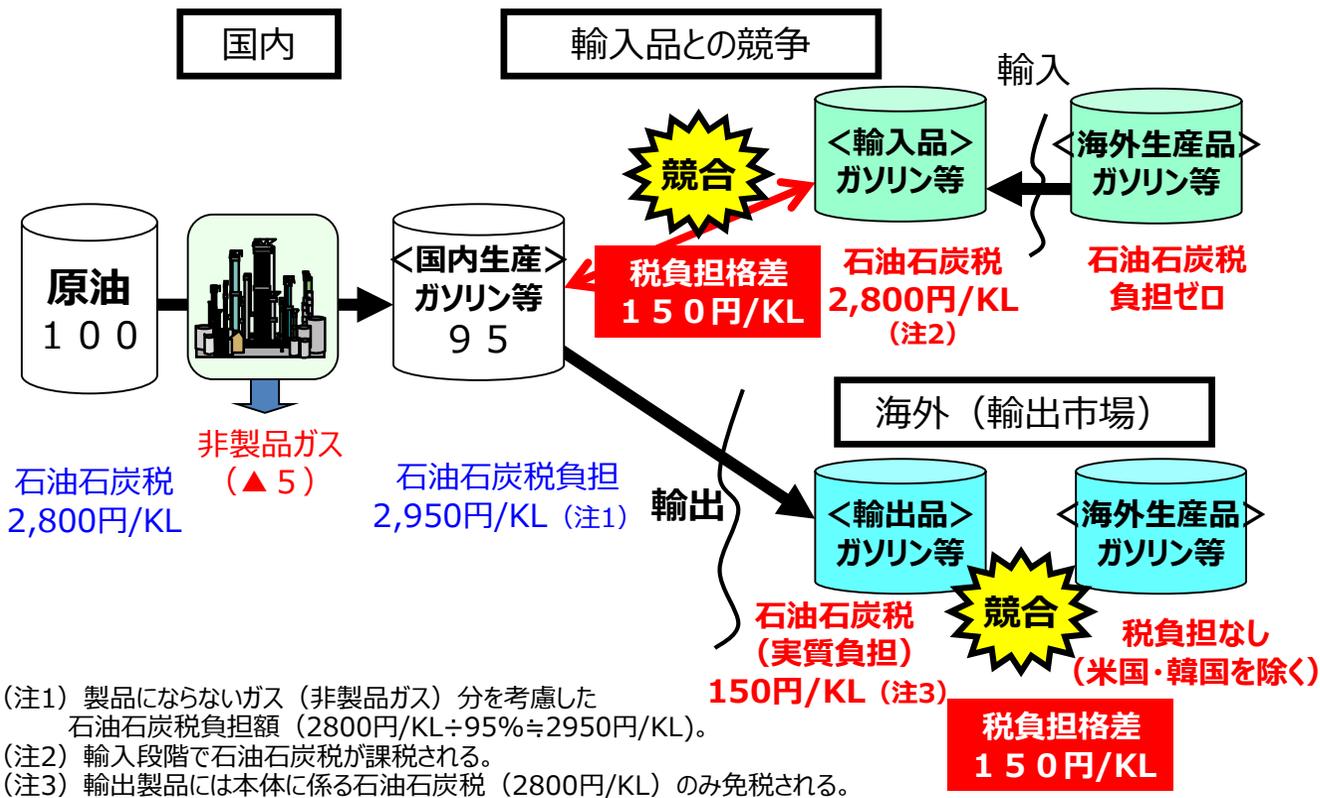
要望内容

○適用期限を3年間延長する。(令和4年度末まで)

(参考1) 制度の必要性：事業環境のイコルフットिंगの実現

- 我が国においては、原油の輸入段階で石油石炭税が課税されるため、精製過程で発生する販売商品としての価値がない非製品ガスに対しても課税されている。
- 本制度の適用期限を延長することにより、引き続き、競争環境のイコルフットिंगを確保することが不可欠。

石油石炭税負担の格差について



欧州・アジア主要国の輸入段階での原油課税と非製品ガス課税状況

	輸入段階での原油（原料）への課税	非製品ガスへの課税
米国	なし（注1）	なし
イギリス	なし	なし
フランス	なし	なし
ドイツ	なし	なし
シンガポール	なし	なし
中国	なし	なし
韓国	あり（注2）	あり
台湾	なし	なし

(注1) 輸入原油の一部（2018年処理原油の16%）に関税が賦課されている。

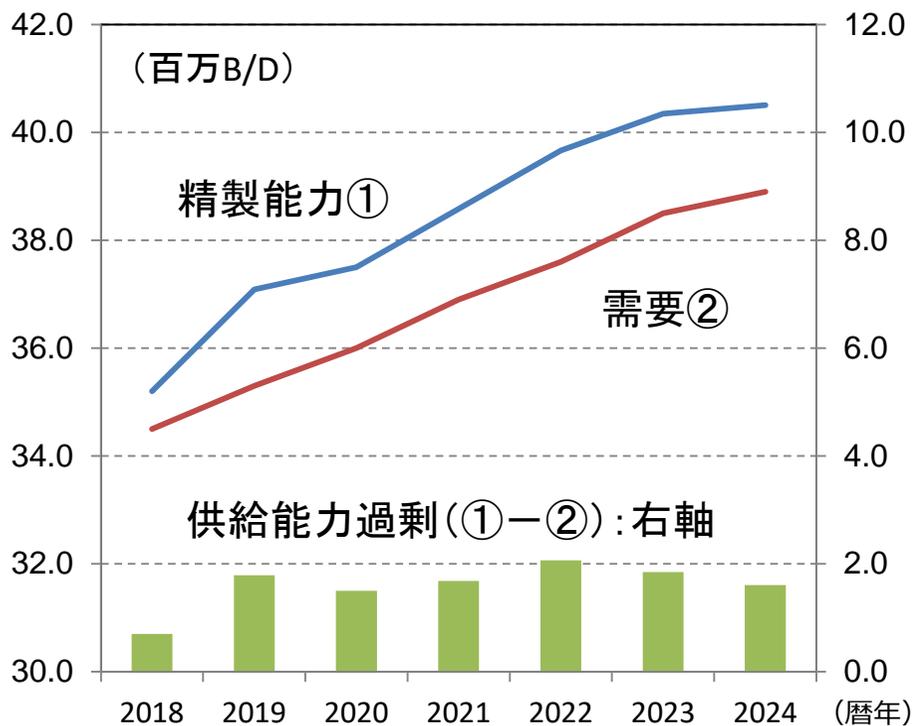
0.25¢/ガロン→110円/\$で、約73円/KL

(注2) 関税（3%）と輸入賦課金（16ウォン/L）がある。非製品ガスに係る税負担は約163円/KL（2018年平均価額。原油CIF49,659円/KL、為替0.1005円/ウォン。関税と輸入賦課金の合計約3,098円/KL）

(参考2) 制度の必要性：石油サプライチェーンの維持・強化

- 世界の石油製品需要は、アジア地域における需要の伸びが顕著となることが見込まれるが、需要の増加にあわせて、製油所の新增設等も進展し、今後、国際競争の更なる激化が見込まれる。
- 平時・緊急時を問わず石油の安定供給を確保するためには、海外の競争相手に負けないような経営基盤に強化し、災害時の対応力を強化していく必要がある。

アジアの石油精製能力及び石油需要の見通し



(注) 精製能力は常圧蒸留装置の能力を指す。

(出所) I E A統計

強い供給基盤の構築に向けた対策

製油所の競争力強化

- 製油所間・石化工場との連携
- 石化シフトによる生産性向上
- 製油所の稼働信頼性の向上
- 輸出能力の強化

等

災害時の対応能力強化

- 製油所・油槽所の耐震・液状化対策
- サプライチェーン全体のBCP整備及び訓練による災害対応能力強化

等



国内の石油の安定供給確保

IV. グローバル化・デジタル化に対応した事業環境の整備

- 経済のデジタル化や多国籍企業の課税逃れに効果的に対応するための課税ルールの見直しに当たっては、OECD等における国際的な議論の動向や日本企業の海外展開の実態を踏まえつつ、**日本企業への過度な負担を回避し、海外企業とのイコールフットイングを確保するなど適切なものとなるようにする。**
- 特に経済のデジタル化に伴う課税上の課題として、工場等を持たない外国法人が価値創造の場で十分に課税されていないおそれがあり、OECD等において長期的解決策の国際的合意に向けて検討が進められているところ。

現行制度 【経済のデジタル化に伴う課税上の課題の解決に向けた国際的な議論の状況】

- 従来の国際課税ルールは、支店や工場等の物理的拠点が設置されている国において法人税を課税。
- 経済のデジタル化により、物理的拠点を持たずに国境を越えた大規模な事業活動が可能となるなど、現行の国際課税ルールが経済のデジタル化に十分に対応していないおそれが生じている。
- 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応にあたり、OECD等において以下の2つの柱からなる長期的解決策について検討し、2020年末までに国際的な合意を目指すこととされている。

<長期的解決策の概要>

【Pillar1】
国際課税原則の見直し
(市場国又はユーザー所在国に対し、より課税権を配分)

<以下3つの考え方を踏まえて見直しを検討>

- ① ユーザーの参加 (英国案)
- ② マーケティング上の無形資産 (米国案)
- ③ 重要な経済的存在 (インドなどの途上国案)

【Pillar2】
税源浸食への対抗措置
(無税又は軽課税国への利益移転というBEPS^(※)の残された課題に対応)

※Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転

<以下2つのルールの導入を検討>

- ① 軽課税国の子会社所得を親会社所得と合算するルール
- ② 軽課税国への税源浸食的支払いを損金算入否認するルール

要望内容

- OECD等における国際的な議論の動向や日本企業の海外展開の実態を踏まえつつ、日本企業への過度な負担を回避し、海外企業とのイコールフットイングを確保するなど適切なものとなるよう要望する。

(参考1) 国際課税原則の見直し (Pillar1) の具体的提案の概要

- 経済のデジタル化に対応し、市場国でも一定程度課税できるよう、3つの新たな課税根拠の考え方を提示。これらを踏まえて国際課税原則を見直し、市場国で生み出された価値に見合った課税権を配分。
- 新たな課税根拠に基づく利益配分方法について見直しを検討。

3つの課税根拠の考え方



ユーザーの参加 (英国案)

SNSや検索エンジン等のユーザーがいる国で課税できるようにする。

対象
ビジネス
の範囲

狭い



マーケティング上の無形資産 (米国案)

ブランド価値等が生じた国で課税できるようにする。

広い
可能性

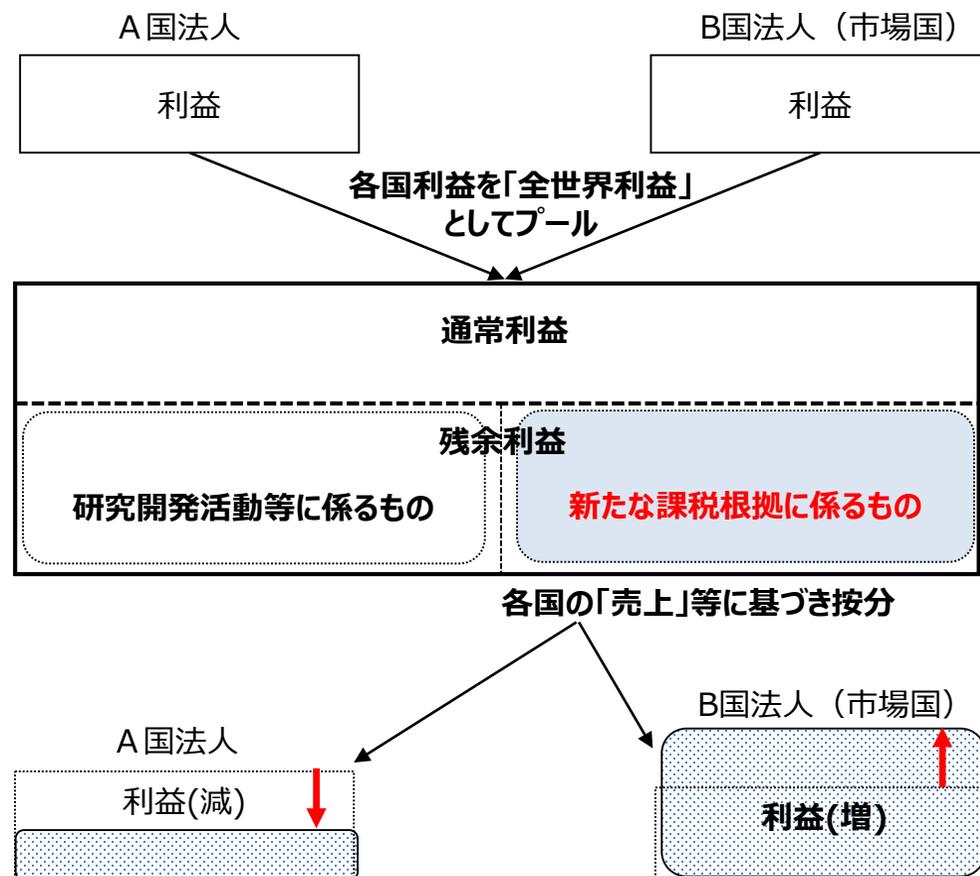


重要な経済的存在 (インドなどの途上国案)

継続的に市場国との関係があると認められる場合に課税できるようにする。

広い
可能性

利益配分方法のイメージ



経済社会のデジタル化等を踏まえた、電子帳簿保存制度等を含む申告・納税手続に係る制度及び運用に係る所要の整備

(所得税、法人税、消費税その他の国税及び地方税)

- 「GDP600兆円」の実現には、ビジネス環境改善の観点から、企業が経済活動において直面する行政手続きコストを削減し、事業者の生産性の向上を図ることが必要である。
- 経済社会のデジタル化や行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）等を踏まえ、電子帳簿保存制度を含む申告・納税手続について、事業者にとって利便性の高い制度及び運用となるよう要望する。

要望内容

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日） 抜粋

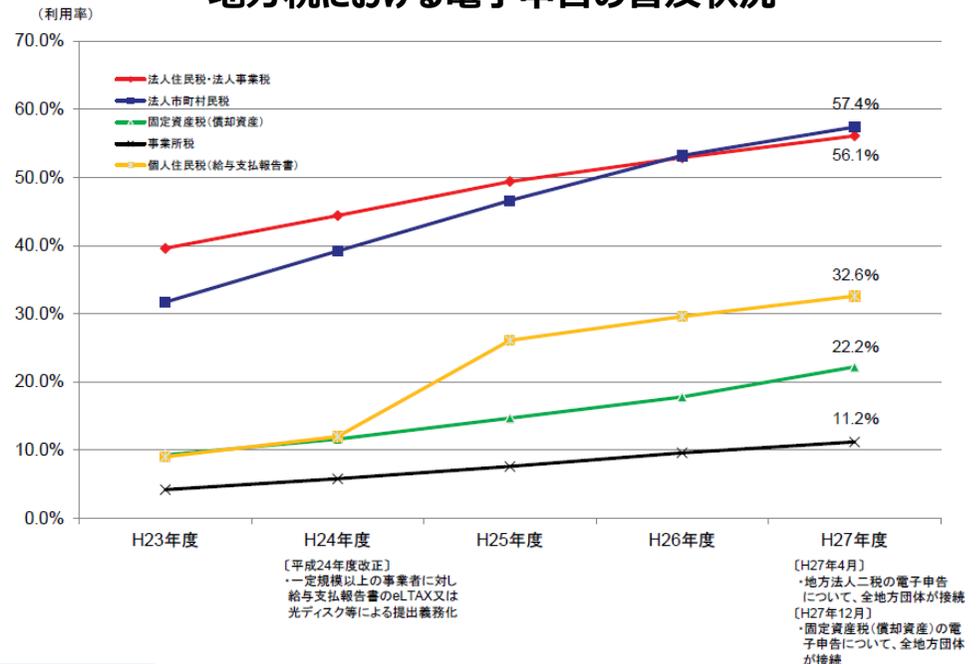
5. スマート公共サービス

(2) 新たに講ずべき具体的施策

③ 税・社会保険手続の電子化・自動化

事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化等を実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、2019年度中に結論を得る。

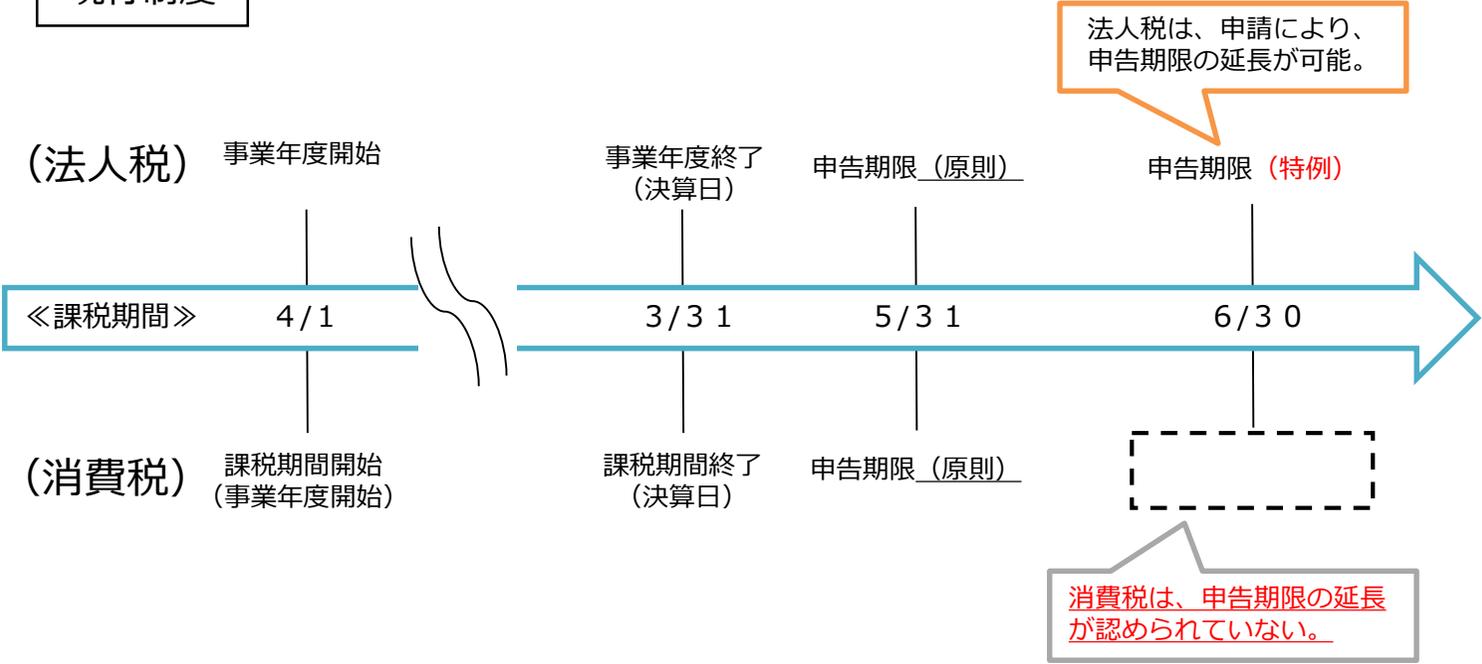
地方税における電子申告の普及状況



以上を踏まえ、申告・納税等の税務手続の一層の電子化の推進に当たって、企業の事務負担軽減や生産性の向上に資するよう、その制度及び運用について、簡素で利便性の高い仕組みを目指す。

- 本年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされること。
- 企業においては、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、一層従業員の生産性を向上させる等の取組が求められること、企業の事務負担の軽減に資するよう、以下の通り消費税の申告期限の延長の特例を創設する。

現行制度



法人税の申告期限を延長している法人について、法人税申告と消費税申告が密接に関係する中、消費税には申告期限を延長する特例がないため、以下のような事務負担が生じている。

- ・ 消費税申告を5月末に行うため、同時期までに法人税の申告調整も行う必要。
- ・ 消費税の申告後、法人税の申告調整が発生した場合、消費税額が変動し、修正申告や更正の請求を行う必要。

要望内容

以上を踏まえ、働き方改革に資するよう、申告に係る事務負担を削減するため、申請により消費税の申告期限を1か月延長する特例を創設する。

V. 制度整備・改善

V. 制度整備・改善

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税、個人住民税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の令和2年度新規補助事業を適用対象に追加する。

- 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

- 外国子会社合算税制の見直し（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、日本企業のビジネス実態を踏まえた所要の見直しを講ずる。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を行う。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

- 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し（相続税、贈与税）

民法改正（遺留分）を踏まえた確定事由の適正化、その他の所要の見直しを行う。

V. 制度整備・改善

- 時価の算定に関する会計基準の見直し（法人税、法人住民税、事業税）

時価の算定に関する新たな会計基準について、本会計基準の見直しが課税面に与える影響を検証し、所要の措置を講ずる。

- 会社法制の見直しに伴う所要の措置（所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税）

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（平成31年2月 法制審議会決定）に基づく会社法改正を踏まえ、所要の措置を講ずる。

- 非FIT電源に由来する非化石証書の取引における税制上の所要の整備（事業税）

非FIT非化石証書の取引拡大を円滑に進め、エネルギー供給構造高度化法の法目的に沿って非化石エネルギー源の利用を促進する観点から、所要の税制上の措置を講ずる。

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

- 自動車関係諸税の課税のあり方の検討（自動車重量税、自動車税、軽自動車税）

平成31年度与党税制改正大綱では、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」とされたところ。自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

V. 制度整備・改善

● 償却資産課税の見直し（固定資産税）

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

● 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

● 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

● 中小企業の賃上げに向けた環境整備に係る税制の在り方の検討

賃上げとそれに伴う消費の拡大の実現に向け、生産性を向上させ、企業が賃上げを実施する環境整備を行う。その際、必要な税制の在り方について既存制度・運用の見直しを含め、検討する。

● 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（所得税、法人税、法人住民税）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正により「試験研究機関等」の対象範囲が見直されることを踏まえた所要の措置を講ずる。

VI. 新設・延長・拡充

VI. 新設・延長・拡充

- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置（登録免許税）

産業競争力強化法に基づく認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等における登録免許税の軽減措置について、適用期限の延長（2年）を図る。

- 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく不動産の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期間の延長（2年）を図る。

- 特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（石油石炭税）

苛性ソーダ製造業を営む者が自家発電の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例が適用されない本制度について、適用期限の延長（3年）を図る。

- 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

金属鉱山等の坑道等の特定施設の使用終了後における鉱害防止工事の確実な実施を図るため、当該鉱業の実施者に積立てを義務づける鉱害防止積立金への積立額の一部損金算入を認める制度について、適用期限の延長（2年）を図る。

- バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の拡充（揮発油税、地方揮発油税）

エネルギー安全保障やカーボンリサイクル促進の観点から、バイオエタノールを混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税する措置について、免税の対象となるバイオエタノールにカーボンリサイクル技術を用いて排ガス等から製造されるものを加えるよう要望する。

VI. 新設・延長・拡充

- 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、廃炉等に必要な資金として積み立てた積立金額のうち、炉心等の除去に要する金額の損金算入を認める措置について、適用期限の延長（3年）を図る。

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (登録免許税、不動産取得税)

認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税、不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限の延長（2年）を図る。

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長 (登録免許税)

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限の延長（2年）を図る。

- 電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等 (事業税)

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、小売電気事業者の課税標準たる収入金額から託送料金相当額を控除する措置等について、適用期限の延長（3年）を図る。

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

事業者の公害防止対策に対する取組の促進を図るため、事業者が設置する公害防止施設に係る固定資産税の軽減措置について、適用期間の延長（2年）を図る。

Ⅵ. 共同要望（他省庁主管）

Ⅶ. 共同要望（他省庁主管）

- 金融所得課税の一体化（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例の延長等（所得税、法人税）

長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合の課税の特例について、適用期限の延長（3年）等を図る。

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税、法人住民税）

企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃することにより、企業年金等の普及・充実を促し、高齢期の所得確保や勤労者の生活の安定を図る。

- 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置（石油石炭税）

農林漁業の生産資材であるA重油の低廉かつ安定的な供給の確保等を図るとともに輸入品と国産品の競争条件のイコールフットィングを確保するため、農林漁業用A重油の石油石炭税の免税・還付措置について適用期限の延長（3年）を図る。

- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長（登録免許税）

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素住宅の認定を受けた住宅等を新築又は取得した場合の登録免許税の軽減措置について、適用期限の延長（2年）を図る。

Ⅶ. 共同要望（他省庁主管）

- 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長（石油石炭税）

沖縄における電気事業が地理的・地域的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄県内の事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限の延長（2年）を図る。

- 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長（固定資産税）

より高い省エネルギー性能を有する低炭素認定建築物の普及促進を図る観点から、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修が行われた住宅について固定資産税を軽減する措置について、適用期限の延長（2年）を図る。

- 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

沖縄における電気事業が地理的・地域的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る特例措置について、適用期限の延長（2年）を図る。

- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設

企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。

- 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

復興特区税制及び福島特措法税制について、本年3月に閣議決定された「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。